きくがわ 市民生活ガイド 2015

くらしの便利帳

総合インデックス P2〜P3
届出・手続き P4〜P5
税金 P6〜P7
国民健康保険・国民年金 P8〜P9
福祉 P10〜P11
子育て支援 P12〜P13
保健・予防 P14〜P15
教育 P16
上・下水道 P17
環境 P18〜P19
救急・防災 P20〜P21
市内の医療機関一覧 P22〜P23
市内施設料金一覧 P24〜P26

菊　川　市

代表電話番号（TEL0537-35-2111）
ホームページ（http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/）

総合インデックス

こんな時の問い合わせ先は…

くらし		
目的	窓口	問い合わせ
戸籍・住民基本台帳		
【市役所本庁・小笠支所で受付】 転入届、転出届、転居届、世帯変更届、出生届、死亡届、住民票の写しの請求、戸籍謄本・抄本の写しの請求、除籍謄本・抄本の請求・住基ネットによる住民票の広域交付、付記転出入届、外国人住民の居住地等変更登録の申請	市民課市民係（市役所１階） 小笠総合サービス課市民福祉係（小笠支所２階）	☎ 35-0917 ☎ 73-1111
【市役所本庁のみで受付】婚姻届、離婚届、転籍届、養子縁組届、特別永住者証明書の申請等	市民課市民係（市役所１階）	☎ 35-0917
印鑑登録		
実印の登録、改印届、印鑑証明の請求	市民課市民係（市役所１階） 小笠総合サービス課市民福祉係（小笠支所２階）	☎ 35-0917 ☎ 73-1111
国民健康保険	市民課国保年金係（市役所１階） 小笠総合サービス課市民福祉係（小笠支所２階）	☎ 35-0915 ☎ 73-1111
国民年金	市民課国保年金係（市役所１階） 小笠総合サービス課市民福祉係（小笠支所２階）	☎ 35-0915 ☎ 73-1111
電子証明書の申請	市民課市民係（市役所１階） 小笠総合サービス課市民福祉係（小笠支所２階）	☎ 35-0917 ☎ 73-1111
税金		
市民税、軽自動車税、納税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税	税務課市民税係　管理係（市役所１階） 税務課資産税係（市役所１階） 小笠総合サービス課市民福祉係（小笠支所２階） ※小笠総合サービス課では納税関係のみ	☎ 35-0912 ☎ 35-0913 ☎ 73-1111
自動車臨時運行許可		
自動車の新規登録や継続検査のための仮ナンバーの申請	市民課市民係（市役所１階）	☎ 35-0917
原動機付自転車の登録・廃車・名義変更の申請	市民課市民係（市役所１階） 小笠総合サービス課市民福祉係（小笠支所２階）	☎ 35-0917 ☎ 73-1111
埋火葬・改葬	市民課市民係（市役所１階） 小笠総合サービス課市民福祉係（小笠支所２階）	☎ 35-0917 ☎ 73-1111
ゴミ	環境推進課環境推進係（市役所１階）	☎ 35-0916
し尿のくみ取り	菊川地域：(有) 菊川生活環境センター 小笠地域：(有) 小笠衛生	☎ 35-4495 ☎ 73-2352
上水道（使用料を除く）	水道課事業係（小笠支所３階）	☎ 73-1115
公共下水道（使用料を除く）	下水道課庶務係（菊川浄化センター）	☎ 35-0933
上下水道使用料	水道料金お客さまセンター（小笠支所１階）	☎ 73-1120
道路・河川	建設課管理係（市役所３階）	☎ 35-0902
公園管理 ※指定管理公園を除く	都市整備課都市整備係（市役所３階） NPO 法人菊川市体育協会事務所（市民総合体育館）	☎ 35-0978 ☎ 73-0115
自治会・多文化共生・国際交流・コミュニティバス	地域支援課自治振興係（市役所２階） 地域支援課市民協働係（市役所２階）	☎ 35-0925

子ども		
目的	窓口	問い合わせ
児童手当、こども医療費助成	福祉課児童福祉係（プラザけやき） 小笠総合サービス課市民福祉係（小笠支所２階）	☎ 35-0914 ☎ 73-1111
母子家庭等医療費助成、児童扶養手当	福祉課児童福祉係（プラザけやき） 小笠総合サービス課市民福祉係（小笠支所２階）	☎ 35-0914 ☎ 73-1111
母子健康手帳、妊婦・乳幼児健康診査、予防接種、不妊治療	健康づくり課母子保健係（プラザけやき）	☎ 37-1112
保育園、公立幼稚園、放課後児童クラブ	幼児教育課幼児教育係（中央公民館１階）	☎ 73-1131
公立小・中学校の転入学	学校教育課学校教育係（中央公民館１階）	☎ 73-1113
特別支援教育就学奨励費、就学援助費	教育総務課総務係（中央公民館１階）	☎ 73-1136
児童館	菊川児童館（プラザけやき） 小笠児童館（中央公民館）	☎ 37-1135 ☎ 73-5698

各種相談		
目的	窓口	問い合わせ
消費生活や悪質商法の相談	商工観光課商工観光係（市役所３階）	☎ 35-0937
無料法律相談	地域支援課交通防犯係（市役所２階）	☎ 35-0925
心配ごと相談　プラザけやき、小笠支所	社会福祉協議会（プラザけやき）	☎ 35-3724
一般的な教育相談	教育相談室（中央公民館）	☎ 73-1113
子育て相談	家庭児童相談室（プラザけやき） おがさ子育て支援センター（中央公民館） きくがわ子育て支援センター(プラザけやき)	☎ 35-0955 ☎ 73-5698 ☎ 37-1135
健康・栄養相談	健康づくり課成人保健係（プラザけやき）	☎ 37-1112
ドメスティックバイオレンス（夫婦間、パートナーからの暴力）の相談	福祉課生活福祉係（プラザけやき）	☎ 37-1251
介護の相談	地域包括支援センター(プラザけやき)	☎ 37-1120
(身体・知的・精神) 障がい者の相談	福祉課障がい者福祉係（プラザけやき）	☎ 37-1252
中小企業向けの融資の相談	商工観光課産業振興係（市役所３階）	☎ 35-0936
労働者のための教育・住宅融資の相談	商工観光課産業振興係（市役所３階）	☎ 35-0936

保健・高齢者・障がい者		
目的	窓口	問い合わせ
各種がん検診等	健康づくり課成人保健係（プラザけやき）	☎ 37-1112
長寿医療制度（後期高齢者医療制度）	市民課国保年金係（市役所 1 階） 小笠総合サービス課市民福祉係（小笠支所 2 階）	☎ 35-0915 ☎ 73-1111
介護保険、高齢者福祉	長寿介護課高齢者福祉係（プラザけやき） 長寿介護課介護保険係（プラザけやき） 小笠総合サービス課市民福祉係（小笠支所 2 階）	☎ 37-1254 ☎ 37-1253 ☎ 73-1111
障がい者医療助成、障がい者（児）福祉、精神保健福祉	福祉課障がい者福祉係（プラザけやき）	☎ 37-1252
障がい年金	市民課国保年金係（市役所 1 階）	☎ 35-0915

農業		
目的	窓口	問い合わせ
農業全般、緑化推進	農林課農業振興係（市役所 3 階）	☎ 35-0938
鳥獣	農林課農業振興係（市役所 3 階）	☎ 35-0938
農地の売買や転用手続き	農業委員会事務局（市役所 3 階）	☎ 35-0938
茶業振興	茶業振興課（市役所 3 階）	☎ 35-0944

生涯学習・文化・体育振興		
目的	窓口	問い合わせ
生涯学習・青少年教育、文化協会、体育振興	社会教育課社会教育係（中央公民館 1 階） 社会教育課スポーツ振興係（中央公民館 1 階）	☎ 73-1114 ☎ 73-1114
図書館	菊川文庫 小笠図書館	☎ 36-2220 ☎ 73-1132
文化財保護・管理・調査	社会教育課文化振興係（埋蔵文化財センターどきどき）	☎ 73-1137
体育協会・スポーツ少年団	NPO 法人菊川市体育協会事務局（市民総合体育館）	☎ 73-0115

住まい・施設		
目的	窓口	問い合わせ
市営住宅入退居の届出、建築確認の申請・相談、建物耐震診断・補強の相談、建設リサイクル法の届出	都市政策課住宅建築係（市役所 3 階）	☎ 35-0957
市体育館・グラウンド・テニスコートの利用申請	小菊荘（ナイター）、棚草グラウンド 市民総合体育館 堀之内体育館	☎ 73-1114 ☎ 73-5600 ☎ 35-8041
小中学校体育館の利用申請	各学校へ 社会教育課スポーツ振興係（中央公民館 1 階） 堀之内体育館	16 ページへ ☎ 73-1114 ☎ 35-8041
火剣山バンガロー・キャンプサイトの予約	商工観光課商工観光係（市役所 3 階）	☎ 35-0937
各地区センターの利用申請	各地区センター	28 ページへ

市政・公共		
目的	窓口	問い合わせ
情報公開、選挙	総務課行政係（市役所 2 階）	☎ 35-0921
本会議の傍聴、「議会だより」	議会事務局（市役所 4 階）	☎ 35-0941
「広報菊川」、市ホームページ	秘書広報課秘書広報係（市役所 2 階）	☎ 35-0924
同報無線	危機管理課防災係（市役所 2 階） 小笠総合サービス課市民福祉係（小笠支所 2 階）	☎ 35-0923 ☎ 73-1111

消防・防災・交通・防犯		
目的	窓口	問い合わせ
防災	危機管理課防災係（市役所 2 階） 小笠総合サービス課市民福祉係（小笠支所 2 階）	☎ 35-0923 ☎ 73-1111
消防団	消防本部	☎ 35-3282
交通教室、防犯灯設置	地域支援課交通防犯係（市役所 2 階）	☎ 35-0925

※小笠総合サービス課では取り扱っていない業務がありますので、事前に各担当課に確認の上、来庁してください。

届出・手続き

■住民異動の届出

住民基本台帳には、市民一人ひとりの氏名や住所、生年月日、性別などが記録されます。記録されることにより、選挙権や小・中学校の入学、国民健康保険の加入、そのほかの行政サービスが受けられます。

▶**届出場所**　市民課（市役所本庁１階）
小笠総合サービス課（小笠支所２階）

※世帯員以外の届出の場合は委任状が必要です。
※転入届・転居届については、新しい住所に引越してからの手続きとなり、事前の手続きはできません。
※届出人の本人確認を行いますので、官公庁が発行した写真つき身分証明書（運転免許証など）を持参してください。
※印鑑登録証は、転出予定日をもって使えなくなりますので、新しく転入された市町村で必要があれば登録をしてください。
※外国籍の方は住基カード（所有者のみ）と、在留カードまたは特別永住者証明書を持参してください。

種　類	届出期間	必要なもの
転入届 他の市町村から菊川市に移ってきたとき	転入した日から 14 日以内	(1) 届出人の印鑑・身分証明書 (2) 前住所地の転出証明書 (3) 国民年金手帳（加入者のみ）
転居届 市内で住所が変わったとき	転居した日から 14 日以内	(1) 届出人の印鑑・身分証明書 (2) 国民年金手帳（加入者のみ） (3) 国民健康保険証（加入者のみ）
転出届 菊川市から他の市町村に移るとき	転出が決定日から転出後 14 日以内	(1) 届出人の印鑑・身分証明書 (2) 印鑑登録証（登録者のみ） (3) 国民年金手帳（加入者のみ） (4) 国民健康保険証（加入者のみ）
世帯変更届 世帯主、世帯構成に変更があったとき	変更した日から 14 日以内	(1) 届出人の印鑑・身分証明書 (2) 国民健康保険者証（加入者のみ）
国外転入届 国外から菊川市に移るとき	転出する 14 日前から	(1) パスポート (2) 戸籍謄本または個人事項証明（菊川市本籍の場合は不要） (3) 戸籍の附表（菊川市本籍の場合は不要）
国外転出届 菊川市から国外に移るとき	随時	(1) 届出人の印鑑・身分証明書 (2) 国民年金手帳（加入者のみ）

■戸籍の届出

戸籍はみなさんの出生から死亡にいたる身分関係を公証する大切なものです。変更が生じるときは、誤りなく届け出てください。

※届出人の本人確認を行いますので、官公庁が発行した写真つき身分証明書（運転免許証など）を持参してください。

	種類	届出の場所	届出期間	届出人	必要なもの
市役所本庁・小笠支所で受付	出生届	(1) 父母の本籍地 (2) 届出人の住所地 (3) 出生地	生まれた日から 14 日以内	父または母、法定代理人、同居者、医師、助産師、その他の立会者の順序	●出生届出書（出生証明がついているもの） ●届出人の印鑑 ●母子健康手帳
	死亡届	(1) 死亡者の本籍地 (2) 届出人の住所地 (3) 死亡した場所	死亡の事実を知った日から７日以内	同居の親族、同居していない親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人など	●死亡届出書（死亡診断書がついているもの） ●届出人の印鑑
市役所本庁のみで受付	婚姻届	夫または妻の本籍地、もしくは住所地の市町村役場	任意	夫および妻 （成年者の証人２人が必要）	●婚姻届出書 ●戸籍謄本　夫・妻各一通（届出先が本籍地の場合は不要） ●届出人の印鑑（夫・妻のもの・未成年者が婚姻届をする場合は、父母の同意等が必要）
	離婚届	夫婦の本籍地、または住所地の市町村役場	任意 （調停・審判・判決離婚後は、成立・確定した日から 10 日以内）	夫および妻 （成年者の証人２人が必要） ただし、調停・裁判離婚の場合は申立人	●離婚届出書 ●戸籍謄本（届出先が本籍地の場合は不要） ●夫婦双方の印鑑（協議離婚の場合） ●申立人の印鑑、調停調書・審判書・判決の謄本と確定証明書（調停・審判・判決離婚の場合）
	転籍届	本籍地の市町村役場、または住所地の市町村役場	任意	戸籍筆頭者とその配偶者	●転籍届出書 ●戸籍謄本（管内転籍の場合は不要） ●印鑑（筆頭者と配偶者のもの）
	入籍届	入籍する人の本籍地、または届出人の住所地の市町村役場	任意	入籍者および入籍する者が 15 歳未満のときは法定代理人（親権者または後見人）	●家庭裁判所の許可書の謄本 ●届出先に本籍および入籍する戸籍がないときは、それぞれの戸籍謄本 ●届出人の印鑑

■住民基本台帳カード（住基カード）※登録は平成 27 年 12 月末まで

▼申請に必要なもの
①住民基本台帳カード交付申請書
②印鑑
③本人確認のできるもの（運転免許証など顔写真付きの官公庁発行の身分証明書と保険証など 2 点）
④写真付きカードを希望する場合は、本人の顔写真 1 枚（申請前 6 カ月以内に撮影した無帽・正面・無背景の縦 4.5cm、横 3.5cm 程度のもの）
▶手数料　1 枚 500 円
▶有効期間　発行の日から 10 年

■印鑑登録

▼登録できる人
満 15 歳以上で、菊川市の住民票に記載されている人
▼登録できる印鑑
①注文して作ったもの（同型が出回っていない印）
②住民票に登録されている氏名、氏または名を表したもの
③直径が 8 mm 以上 25mm 以内のもの
▼申請に必要なもの
①登録する印鑑
※ゴム印、欠けた印鑑、家族で同じ印鑑は登録できません。
②本人確認のできるもの（運転免許証など顔写真付きの官公庁発行の身分証明書）
▼印鑑登録証明書を申請するには
登録者の住所、氏名、生年月日を申請書に記入して必ず印鑑登録証（カード）と一緒に窓口に申請してください。

■特別永住者証明書に係る申請

●住居地以外の記載事項の変更届出
●有効期間更新申請
●再交付申請
●新たな特別永住者証明書の交付申請
▶申請場所　市民課（市役所本庁 1 階）
▼申請に必要なもの
事前に問い合わせください。
▼問い合わせ
市民課市民係（☎ 35-0917）

■各種証明書などの手数料

証明書の名称	1 通あたり手数料
住民票（全員・個人）、除票	300 円
附票の写し	300 円
年金現況届 ※無料の場合もあります	300 円
戸籍謄本、戸籍抄本	450 円
除籍謄本	750 円
改製原戸籍謄本	750 円
記載事項証明書	350 円
受理証明書	350 円
届書に基づく証明書	350 円
印鑑登録証明書	300 円
所得・課税証明書	300 円
納税証明書	300 円
軽自動車納税証明書（継続検査用）	無料
固定資産評価証明書	300 円
身分証明書	300 円
住民基本台帳カード	500 円
公的個人認証（電子証明書）	500 円

■水曜日業務延長

▶日時　毎週水曜日（祝日と年末年始は除く）
午前 8 時 15 分～午後 7 時
▼対象施設
市役所本庁、小笠支所、中央公民館、プラザけやき（社会福祉協議会と児童館を除く）、図書館（開館は 10 時から）
※業務により再度の来庁をお願いする場合やお取り扱いできない場合があります。事前にご用のある課へ問い合わせください。

■日曜開庁

▼実施日
第 2 日曜日　市民課
（市役所本庁 1 階 ☎ 35-0917）
第 4 日曜日　小笠総合サービス課
（小笠支所 2 階 ☎ 73-1111）
▶時間　午前 8 時 15 分～ 12 時 15 分
▼取扱業務
（①～②は来庁者本人および同一世帯員分のみ取り扱います）
①現在の住民票写しの交付（菊川市分のみ）
②印鑑証明書の交付
③来庁者本人の印鑑登録手続き
④来庁者本人の現在戸籍の謄本・抄本の交付
⑤市税、国民健康保険税の収納
⑥保育料、水道料の収納（納付書を持参してください。納付書がない場合は、受け付けできません。）

税金

■市税について

市では市民の皆さんが健康で快適な暮らしができるように、道路、下水道、公園の整備、教育、福祉の充実、消防や災害対策など、いろいろな仕事をしています。
これらを行うためには、たくさんの費用が必要です。市税はその最も大切な財源となっています。

▼市県民税

1月1日現在、市内に住んでいる人および市内に住んでいないが、市内に事務所、事業所または家屋敷を持っている人は、市県民税が課税されます。

▼固定資産税

1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産（事業の用に供することのできる資産、ただし自動車税・軽自動車税が課税されるものを除きます）を持っている人に固定資産税が課税されます（税率は 1.4%）。

▼都市計画税

1月1日現在、都市計画区域のうち、用途地域内に土地・家屋を持っている人に都市計画税が固定資産税とあわせて課税されます（税率は 0.3%）。

▼軽自動車税

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車などを所有している人は、軽自動車税が課税されます。

▼国民健康保険税

職場の健康保険に加入している人などを除いて、すべての人が国民健康保険に加入しなければなりません。また、世帯主は被保険者であるか否かにかかわらず、加入者のいる世帯では納税義務者となります。

■納税について

納税通知書（納付書）は、税目別にそれぞれ第1期分の納付月に全納期分を郵送しますので、納期内に納めてください。

▼納税場所

取扱金融機関、東海4県のゆうちょ銀行、郵便局、コンビニエンスストア、市役所本庁内静岡銀行派出所または小笠支所小笠総合サービス課

▼口座振替をご利用ください

市税などを金融機関または郵便局の預貯金口座から、納期限の日に自動振替で納税できます。納期ごとに金融機関などへ出向く必要もなく、納め忘れがないので安心です。
一度手続きすると毎年継続されますので大変便利な制度です。

【取扱金融機関】

静岡銀行、清水銀行、静岡県労働金庫、掛川信用金庫、島田信用金庫、JA 遠州夢咲農業協同組合

【申込方法】

口座振替依頼書に必要事項を記入の上、取扱金融機関またはゆうちょ銀行の窓口へ直接申し込みください。
①預（貯）金通帳
②通帳届出印
③納税通知書　を持参してください。

【振替開始日について】

申し込みが金融機関などの承認を経て毎月 15 日までに税務課で受け付けた場合は、同月から振り替えます。それ以降の場合は翌月からの振り替えとなります。
納期前には、預金残高の確認をお願いします。

平成 27 年度市税納期限一覧

納期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税
平成 27 年　6 月　1 日（月）		第 1 期	全期 納期限は 6 月 1 日（月）	
6 月 30 日（火）	第 1 期			
7 月 31 日（金）		第 2 期		第 1 期
8 月 31 日（月）	第 2 期			第 2 期
9 月 30 日（水）				第 3 期
11 月　2 日（月）	第 3 期			第 4 期
11 月 30 日（月）		第 3 期		第 5 期
12 月 25 日（金）	第 4 期			第 6 期
平成 28 年　2 月　1 日（月）		第 4 期		第 7 期
2 月 29 日（月）				第 8 期

■滞納について

滞納になると、まず督促状により納税を促すことになります。たとえ、滞納がうっかりした不注意であっても同じです。また、滞納した場合には、本来納めるべき税額のほかに延滞金もあわせて納めていただかなければなりません。

▼延滞金

市税を滞納されますと納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算した延滞金を納めていただくことになります。

▼納税相談

生活を営むうえでは、どうしても納期限までに納付できない場合もあるかと思われます。そのようなときは、納税通知書と印鑑を持参のうえ、事前に税務課で相談してください。

■市税に関する証明・閲覧

種類	主な使用目的	申請受付			
		市民課（市役所本庁）	税務課（市役所本庁）	小笠総合サービス課（小笠支所）	手数料
所得証明書 ★	借入・保育園入園	●		●	300円
所得課税証明書 ★	年金申請・住宅金融公庫	●		●	300円
固定資産税課税証明書 ★		●		●	300円
市県民税の非課税証明書 ★	扶養関係	●		●	300円
納税証明書 ★	借入	●		●	300円
	軽自動車継続検査	●		●	無料
法人の課税証明書 ★	車の登録	●		●	300円
固定資産評価通知書	登記	●		●	無料
固定資産評価証明書 ★	借入・相続・贈与税の申告	●		●	300円
固定資産税台帳の閲覧 ★	資産確認		●	●	300円
住宅用家屋証明書	登録免許税の軽減	●		●	1,300円

▼申請について

市税に関する証明・閲覧が必要な人は、印鑑及び運転免許証等本人が確認できるものをお持ちのうえ、上表の課へ申請してください。

※★印のあるものは、本人と同居の親族以外の代理人でも申請できます。その際は、本人の委任状が必要となります。

■税金に関する各種問い合わせは

	内容	問い合わせ
市税	市税の納付に関すること	税務課管理係（☎ 35-0912）
	口座振替・過誤納金に関すること	税務課管理係（☎ 35-0912）
	市税の証明発行に関すること	市民課市民係（☎ 35-0917）
	軽自動車税に関すること	税務課管理係（☎ 35-0912）
	個人市県民税に関すること	税務課市民税係（☎ 35-0912）
	法人市民税に関すること	税務課市民税係（☎ 35-0912）
	国民健康保険税に関すること	税務課市民税係（☎ 35-0912）
	固定資産税に関すること	税務課資産税係（☎ 35-0913）
	都市計画税に関すること	税務課資産税係（☎ 35-0913）
	固定資産評価審査委員会に関すること	総務課行政係（☎ 35-0921）
国税	所得税・相続税・贈与税など国税全般に関すること	掛川税務署（☎ 22-5141）
県税	県民税・事業税・自動車税など県税全般に関すること	磐田財務事務所（☎ 0538-37-2206）

国民健康保険・国民年金

□国民健康保険とは

国民健康保険は、会社など職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない人を対象に、病気やけがなどのときの経済的負担をお互いに助け合うという目的で、加入者の保険税などで運営されている医療保険制度です。

■加入について

▼加入対象者

国民健康保険は、次に該当する人を除き、市内に住所を有するすべての人が加入しなければなりません。

●職場の健康保険、船員保険、各種共済組合などや後期高齢者医療制度の保険加入者とその被扶養者

●生活保護を受けている人

▶届出場所　市民課（市役所本庁１階）
小笠総合サービス課（小笠支所２階）

▼届出事項

国民健康保険の加入（ほかの健康保険をやめたときなど）、脱退（ほかの健康保険に加入したときなど）、変更（退職者医療に該当したときなど）の場合は、14日以内に届け出てください。

	こんなとき	必要なもの
加入	菊川市に転入したとき	印鑑・転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑・職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
	子供が生まれたとき	印鑑・保険証
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑・生活保護廃止決定通知書
	外国籍の人が入るとき	印鑑・在留カード
脱退	菊川市から転出するとき	印鑑・保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑・国保の保険証、職場の健康保険に加入した証明書、もしくは職場の健康保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	印鑑・保険証・死亡を証明するもの
	生活保護が開始されたとき	印鑑・保険証、生活保護決定通知書
その他	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑・保険証、年金証書
	住居、世帯主、氏名等が変わったとき	印鑑・保険証・本人であることを証明するもの
	保険証をなくしたとき	印鑑・本人であることを証明するもの
	修学のため、子供が他の市町村に住むとき	印鑑・保険証、在学証明書

■保険税について

国民健康保険に加入すると同時に、世帯主に保険税を負担していただくことになります。必ず期限内に納付してください。

▼納付の方法

納入通知書で金融機関へ納付する（納付期限は原則として毎月末）方法と、毎月自動的に指定の口座から納付する口座振替の方法があります。保険税の納付は、便利な口座振替をお勧めします。

▼納付期限

	納付期限
第１期	平成27年　7月31日（金）
第２期	8月31日（月）
第３期	9月30日（水）
第４期	11月　2日（月）
第５期	11月30日（月）
第６期	12月25日（金）
第７期	平成28年　2月　1日（月）
第８期	2月29日（月）
随１期	3月28日（月）
随２期	4月25日（月）

■受けられる給付

▶申請場所　市民課（市役所本庁１階）
小笠総合サービス課（小笠支所２階）

▼各種の給付内容

①療養費
　保険証を提示できなかった場合の払い戻しなど

②高額療養費
　自己負担限度額を超えた場合に支給

③出産育児一時金
　被保険者が出産したときに40万４千円
※産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産は１万６千円を加算。

④葬祭費
　被保険者が亡くなったときに５万円

⑤移送費
　負傷疾病等により移動が困難な患者が医師の指示により、一時的・緊急的な必要性があって移送された場合の費用など

▼申請に必要なもの

種類	持ち物
療養費	治療費の領収書・医師の意見書（補装具のみ）・保険証・印鑑（世帯主姓）・通帳（世帯主名義）
高額療養費	治療費の領収書・保険証・印鑑（世帯主姓）・通帳（世帯主名義）
出産育児一時金	印鑑（世帯主姓）・通帳（世帯主名義）・領収書 ※出生届時に申請書をお渡しします。
葬祭費	保険証・印鑑（喪主のもの）・通帳（喪主名義）
移送費	移送費の領収書・医師の意見書・保険証・印鑑（世帯主姓）・通帳（世帯主名義）

□国民年金とは

年金制度は、私たちが年をとったときや思わぬ病気、けがで障がい者になったときなどに、生活を安定させるためのものです。

国民年金制度では、日本国内に住所がある、20 歳から 60 歳未満のすべての人が国民年金に加入することが義務付けられています。

■加入について

▼加入対象者

●第 1 号被保険者

厚生年金保険や共済組合などに加入していない自営業、自由業、農業・漁業に従事する人、国会議員、地方議会議員、学生、無職の人など

●第 2 号被保険者

厚生年金保険、共済組合などの加入者本人。自動的に国民年金にも加入になります。ただし、65 歳以上で老齢（退職）年金を受けられる人を除きます。

●第 3 号被保険者

第 2 号被保険者に扶養される配偶者で 20 才以上 60 歳未満の人。ただし、年収が 130 万円以上あると健康保険と同様に被扶養配偶者とならず第 1 号被保険者となります。

●その他（任意加入）

次の該当者も希望すれば加入できます。

・60 歳以上 65 歳未満の人
・外国に在住している日本人（20 歳以上 65 歳未満）
・60 歳未満の退職年金や老齢年金の受給者

▼届出事項

国民年金の資格を取得したときや喪失したとき、内容の変更があるときは、必ず届け出しましょう。

こんなとき	必要なもの
会社員や共済組合員でなくなったとき	年金手帳・印鑑・退職日が確認できる書類
住所や氏名が変わったとき ※第 1 号被保険者のみ	年金手帳・印鑑
会社員や共済組合員の配偶者の扶養でなくなったとき	本人の年金手帳・印鑑・扶養の喪失日が確認できる書類
国民年金を請求するとき	年金手帳・印鑑・本人名義の預金通帳・戸籍謄本など
年金を受給している人が住所や年金受取金融機関を変更するとき	年金証書・印鑑・通帳
年金を受給している人が死亡したとき	年金証書・印鑑・住民票・戸籍謄本など

■保険料について

国民年金の保険料は、原則、年金に加入した月から資格を喪失した日の前月分までを納付します。保険料を納付しないと、将来年金を受けることができない場合があります。

▼納付の方法

金融機関の窓口払いか口座振替があります。なお、保険料の請求は、国（社会保険庁）から納付書が送付されます。

▼保険料の免除・猶予制度

保険料を納めることが困難な人のために、各種免除・猶予制度があります。

●申請免除（第 1 号被保険者のみ）

保険料の交付が困難な場合、申請をし、承認されると保険料が免除されます。これを「申請免除」といいます。審査は、所得により判定されますが、基準を超えていても、失業した場合等の理由で免除が承認されることもあります。

このほかに、生活保護や障害年金 1 ・ 2 級の受給者などのための「法定免除」もあります。

●学生納付特例制度（社会人になってから納める制度）

申請をし、承認されると保険料が猶予（遅らせて納付を先延ばしにする）されます。大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学し、学生本人の前年所得が 118 万円以下の人が対象です。

●若年者納付猶予（20 代の人に限って利用できる制度）

申請をし、承認されると保険料が猶予されます。本人と配偶者のみの所得を基準としています。20 歳から 30 歳未満の第 1 号被保険者が対象です。

■受けられる給付

国民年金には、次のような給付制度があります。

▼老齢基礎年金

保険料の納付期間、免除期間、合算対象期間をあわせ 25 年（300 月）以上の受給資格が必要です。年金の請求は、原則として 65 歳になってから請求できますが、希望により 60 歳から繰り上げ請求、あるいは 66 歳以後に繰り下げ請求することができます。

▼障害基礎年金

一定の障がいの状態になった場合、請求できます。

▼遺族基礎年金

国民年金の加入中の人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた「18 歳到達年度の末日までの間にある子（障がい者は 20 歳未満の子）のある配偶者」か「子」に支給されます。

▼その他

第 1 号被保険者の独自給付制度として、付加年金や寡婦年金、死亡一時金、脱退一時金があります。

福祉（高齢者・障がい者）

□介護保険とは

介護保険制度は、市が保険者となって運営します。40歳以上の人全員が被保険者（加入者）として保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払い、サービスを利用できます。

▶問い合わせ　長寿介護課介護保険係（☎ 37-1253）

■加入・保険料について

▼加入対象者

65歳以上の人（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の人で、職場の健康保険や国民健康保険などの医療保険に加入している人（第2号被保険者）が対象となります。

▼保険料の納付方法

●第1号被保険者（65歳以上）の保険料は所得に応じて決定され、老齢・退職・障害・遺族年金から天引き、または本人が個別に納めます。

●第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料は国民健康保険などの各種医療保険の算定方法に基づいて設定されます。納付方法は医療保険と一括して支払うことになります。

▼保険料の納期限

納期は偶数月の年6回で、納期限は納期月の末日（納期限が土曜・日曜・祝日にあたる場合はその翌日）となります。

介護保険料	納期限
第1期	平成27年　4月30日（木）
第2期	6月30日（火）
第3期	8月31日（月）
第4期	11月　2日（月）
第5期	12月25日（金）
第6期	平成28年　2月29日（月）

■利用できるサービス

▼サービスの費用負担

原則として費用の1割（10%）が自己負担となります。平成27年8月から一定以上の所得がある人は、利用者負担が2割になります（居宅介護支援については、自己負担はありません）。

▼サービスを利用するには

介護サービスを利用するには、申請をして認定を受ける必要があります。申請は、本人か家族が行います。長寿介護課と小笠総合サービス課で受付しています。また地域包括支援センター（プラザけやき内）および高齢者総合相談支援センター（家庭医療センター内）でも受付相談ができます。

なお、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

▼在宅で受けられるサービス

サービス名	内　容
訪問介護（ホームヘルプサービス）	自宅でホームヘルパーによる入浴、排せつ、食事などの身の回りの世話を受けられます。
訪問入浴介護	巡回入浴車により、自宅で入浴の介助を受けられます。
訪問看護	自宅で看護師などによる療養上の世話や必要な診療の補助を受けられます。
訪問リハビリテーション	自宅で理学療法士や作業療法士などによる必要なリハビリテーションを受けられます。
居宅療養管理指導	自宅で医師や歯科医師、薬剤師などによる療養上の管理や指導を受けられます。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどに通って、入浴や食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を受けられます。
通所リハビリテーション（デイケア）	医療施設などに通って、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを受けられます。
短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどの施設に短期入所して、介護や日常生活上の世話、機能訓練を受けられます。
短期入所療養介護（ショートステイ）	医療施設などに短期入所して、看護や医学的管理下における介護、必要な医療や日常生活上の世話を受けられます。
認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスが受けられます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの入所者が、介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。
福祉用具の貸与、購入費の支給	特殊ベッドや車いすなどの貸与、およびポータブルトイレなどの購入費の支給を受けられます。
住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消など、小規模な改修の費用の支給を受けられます。
居宅介護支援（ケアマネージメントサービス）	要介護者等の状況に応じて介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、計画に基づいたサービスが利用できます。

▼施設で利用できるサービス

サービス名	内　容
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入居して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
介護老人保健施設（老人保健施設）	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
介護療養型医療施設（介護体制がととのった医療施設）	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。

※要介護1～5の被保険者が、施設に入所して受けるサービスです。介護老人福祉施設の新規入所は原則要介護3以上の人になります。

□高齢者サービス

▶問い合わせ　長寿介護課高齢者福祉係（☎ 37-1254）

▼受けられるサービス

種類	内容
100 歳祝	長寿の祝い品を贈呈します。
緊急通報システムの設置	高齢者のみの世帯を対象に、緊急通報システムを設置し、緊急事態に対応ができるようにします。
家族介護用品（紙おむつ等）の支給	要介護 4,5 の方を在宅で介護している非課税世帯に紙おむつ等の介護用品を給付します。（上限年間 3 万円）
在宅寝たきり高齢者の介護者への手当支給	要介護 3 以上の方を 6 ヶ月以上在宅で介護している同居家族に対し、手当を支給します。（5,000 円 / 月）
生活管理指導員（ヘルパー）の派遣	高齢者のみの世帯で社会適応が困難な高齢者（介護保険未申請者）に、生活管理指導員を派遣し日常生活に対する指導・支援を実施します。（1 時間 270 円）
配食サービス	高齢者のみの世帯で食事の調理が困難な高齢者に、食事（昼食）をお届けします。（1 食 310 円 1 週 3 回まで）
生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）	高齢者のみの世帯で社会適応が困難な高齢者（介護保険未申請者）が、一時的に養護老人ホームに入所し、日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態への進行を予防します。（1 日 1,080 円）
移送サービス	要介護 3 以上の自力歩行が困難な方を対象に、リフト付き車両で病院への送迎を行います。（上限月 2 回）
いきいきサロン	介護予防が必要な高齢者（介護保険未申請者）を対象に、通所による介護予防教室を行います。
高齢者介護予防教室・講座	高齢者を対象に、介護予防のための講座・教室を行います。（口コモ予防教室、出前講座、元気はつらつ教室）
高齢者なんでも相談	地域包括支援センター（☎ 37-1120）および高齢者総合相談支援センター（☎ 73-1818）で、高齢者に関する相談を随時受け付けています。
GPS 徘徊探知システム	徘徊行動の見られる認知症高齢者を介護する世帯を対象に GPS 徘徊探知システムを貸与し、認知症高齢者と介護家族の不安を軽減します。

□後期高齢者医療制度

▶問い合わせ　市民課国保年金係（☎ 35-0915）

▼加入対象者

75 歳以上の人と 65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいがあると認定された人が対象となります。

▼保険料

均等割額（年額 1 人 3 万 8,500 円）と所得割額（前年の総所得金額等－ 33 万円に保険料率【7.57%】を掛けた額）の合計となります。

3 万 8,500 円＋（前年の総所得金額等－ 33 万円）× 7.57%＝年間保険料（上限は 57 万円）

▼保険料の納付方法

原則として、年金から天引きさせていただきます（申請により口座振替に変更できます）。なお、年金の 1 年間の受給額が 18 万円未満の人、または後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた額が年金額の 2 分の 1 を超える人は、納付書または口座振替で納めていただきます。

▼自己負担

病院や薬局などでの自己負担割合は医療費の 1 割、現役並み所得者は 3 割となります。

▼各種の給付内容

①療養費
　保険証を提示できなかった場合の払い戻しなど
②高額療養費
　自己負担限度額を超えた場合に支給
③葬祭費
　被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に 5 万円
④移送費
　負傷疾病等により移動が困難な患者が医師の指示により、一時的・緊急的な必要性があって移送された場合の費用など

□障がい者福祉サービス

▶問い合わせ　福祉課障がい者福祉係（☎ 37-1252）

▼各種手帳について

障がい別の申請に基づき、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

▶申請場所　福祉課（プラザけやき）

▼受けられるサービス

種　類	内　容
障害者総合支援法によるサービス（介護給付・訓練等給付・計画相談支援給付ほか）	さまざまな福祉サービスにより、総合的に地域社会での自立した生活を支援します。市の支給決定を受けた者（児）が、自らサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を結び、サービスの提供（利用者負担あり）を受けます。
児童福祉法によるサービス（児童発達支援・放課後等デイサービスほか）	
自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）	指定医療機関で医療を受けた場合、医療費を給付します。（原則 1 割自己負担）
補装具の交付・修理	補聴器、義足、車いすなどの補装具の交付と修理を行います。
日常生活用具の給付	容易に日常生活が送れるよう入浴補助用具などを給付します。
地域生活支援事業	相談支援・意思疎通支援・移動支援・地域活動支援センター・日中一時支援など
重度障害者（児）医療費助成	重度障害者（児）の健康を確保するため、病院で要した医療費を助成します。
精神障害者入院医療費助成	精神科入院費の一部負担金を助成します。
重度心身障害者タクシー利用料金助成	重度障害者（児）のタクシーの利用料金の一部を助成します。
障がい者の手当	特別児童扶養手当・特別障害者手当・心身障害者扶養共済制度など
自動車や交通費の割引	有料道路、ＪＲ・県内私鉄、航空旅客運賃の割引きを受けることができます。
税金や公共料金の減免	自動車税・所得税・住民税・ＮＨＫ放送受信料の減免を受けることができます。

※障がいの程度などにより受けられるサービスは異なります。

子育て支援

■各種助成制度・手当

▶問い合わせ　福祉課児童福祉係（☎ 35-0914）

▼児童手当・特例給付

【支給の対象】

15 歳達齢年度末までの児童（中学校修了前の児童）を養育している人に支給されます。一定以上の所得の方は特例給付金が支給されます。

【手当の額（児童一人当たり、月額）】

０～３歳未満：15,000 円
３歳以上～小学校修了前（第１・２子）：10,000 円
３歳以上～小学校修了前（第３子）：15,000 円
中学生児童：10,000 円
特例給付：5,000 円
※申請がないと支給されませんので、詳細は問い合わせください。

【支給時期】

年３回（６月、10 月、２月）

▼児童扶養手当

【支給の対象】

離婚などにより父親と一緒に生活できない 18 歳達齢年度末までの児童を養育している母または養育者が対象です。ただし、所得制限があります。※父親が重度の障がいを有している場合も含む。

【手当の額（月額）】

子ども１人：9,910 円～ 42,000 円
子ども２人：１人目の手当額に 5,000 円加算
子ども３人以上：３人目から１人につき 3,000 円加算

【支給時期】

年３回（４月、８月、12 月）

▼母子家庭等医療費助成

【支給の対象】

所得税が課税されていない人（生計同一の扶養義務者を含む）で 20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、または両親のいない 20 歳未満の児童

【助成の内容】

保険診療による自己負担金を助成します。ただし、入院時の食事代など対象にならない費用もあります。

▼こども医療費助成

【支給の対象】

市内に住所がある健康保険（国保、協会けんぽ、企業保険、共済など）に加入している 15 歳達齢年度末までの児童生徒

【助成の内容】

・入院にかかる保険診療自己負担分医療費、入院時食事療養費標準負担額（食事療養費分）の全額
・通院でかかる保険診療自己負担額のうち500円を超える額（１ヵ月で４回以上の受診が必要な場合はその全額）

■一時預かり保育

▶問い合わせ　福祉課児童福祉係（☎ 35-0914）

▼リフレッシュ・一時保育

【対象児童】

市内に住所がある小学校就学前の児童（保育所未入所）
※伝染病疾患やその他の病気、負傷をしている児童は対象外です。

【利用回数】

１か月に 10 日以内

【利用料金】

４時間未満：1,100 円／回　４時間以上：2,200 円／回

【実施施設】

園名	所在地	電話番号
おおぞら幼保園	菊川市下内田 832	35-2323
牧之原保育園	牧之原市東萩間 1987-50	0548-27-2223
河城保育園	菊川市友田 15-3	36-4667
菊川保育園	菊川市潮海寺 41-2	35-2562
愛育保育園	菊川市堀之内 69	28-8311
西方保育園	菊川市西方 1457	36-4133
双葉保育園	菊川市本所 2227-1	36-5031
横地保育園	菊川市東横地 1729	36-3318
ひかり保育園	菊川市下平川 2115-2	73-2471
ひがし保育園	菊川市川上 1410-1	73-5312
みなみ保育園	菊川市高橋 2830	73-4360

▼ファミリー・サポート・センター

「育児の援助を受けたい方」（依頼会員）と「育児の援助をしたい方」（提供会員）を会員として、地域で仕事と家庭の両立を支援する制度です。

【活動内容】

・保育園や幼稚園の開始時刻前または終了後に子どもを預かる
・保育園や幼稚園までの送迎を行う
・学校の放課後に子どもを預かる
・子どもが軽い病気のとき、子どもを預かる
・その他、センターが認める範囲内の援助

【利用料金】

依頼会員が提供会員に直接支払います。

	時間帯	報酬
平　日	7:00 ～ 19:00	600 円／時間
	上記以外の時間	700 円／時間
土・日曜日、祝日	7:00 ～ 19:00	700 円／時間
	上記以外の時間	800 円／時間

▼放課後児童クラブ

▶問い合わせ　幼児教育課幼児教育係（☎ 73-1131）

授業の終了後や祝日、夏休み、冬休み及び春休み期間中に保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供します。

【対象児童】

菊川市立の小学校に就学している児童

【放課後児童クラブ一覧】

名　称	対象小学校	電話番号
加茂小放課後児童クラブ	加茂小学校	090-5106-6645
六郷小放課後児童クラブ	六郷小学校	090-5106-6611
河城小放課後児童クラブ	河城小学校	090-7612-3499
堀之内小放課後児童クラブ	堀之内小学校	090-7618-3731
小笠北小放課後児童クラブ	小笠北小学校	090-5106-1613
小笠南小放課後児童クラブ	小笠南小学校	090-5106-1380
小笠東小放課後児童クラブ	小笠東小学校	090-5106-1110
横地小放課後児童クラブ	横地小学校	090-7671-3739
内田小放課後児童クラブ	内田小学校	080-1552-1731

■母子保健サービス

▶問い合わせ　健康づくり課母子保健係（☎ 37-1112）

▼妊婦健康診査受診票の交付

妊婦の健康状態を確認するための健康診査です。

妊婦健診受診票を利用していただき、妊婦健康診査及び検査にかかる一定の費用について無料（公費負担）で受診できます。妊娠期間中は、すこやかな出産を迎えるために、定期的に健康診査を受けましょう。

▼母子健康手帳の交付

医療機関から妊娠届書が交付されたら、早めに母子健康手帳をもらいましょう。この手帳は、妊婦健診や乳幼児の健診及び予防接種を記録するものです。交付は、「プラザけやき」で随時行います。

▼赤ちゃん訪問

保健師・助産師が家庭に訪問し、育児についての相談や健診、予防接種の説明などを行っています。必要に応じ栄養士も訪問します。

▼乳幼児健康診査・健康相談

乳幼児の心身にわたる健康管理に関して、15 ページのとおり乳幼児健康診査を実施していますので、受診してください。

▼不妊治療費の助成

不妊治療を受けた夫婦に対して、治療に要した費用の一部を助成します。

【支給の対象】

菊川市に夫または妻が 1 年以上継続して居住しており、医療機関において不妊症と診断され不妊治療を行っている夫婦で、市民税等の滞納がない人

【助成対象となる治療】

①県の特定不妊治療およびその他の不妊治療

②人工授精

【手当の額】

同一の夫婦に対して、年間 10 万円を限度に支給します。①については、治療費の二分の一の額、②については、全額自己負担の治療費の 6 万 3 千円が限度額になります。

▼育児教室

・プレママ＆パパサロン

講話や調理実習をとおして、妊娠・出産・育児に関する情報を確認し、仲間作りの場を提供します。

・離乳食教室

講話、調理実習をとおして、離乳食について学ぶ場、仲間づくりの場を提供します。

■子育て支援施設

▶問い合わせ　福祉課児童福祉係（☎ 35-0955）

▼児童館

0 歳児から 18 歳未満の児童に遊びの場を提供し、健康増進と情操を豊かにするために利用していただく施設です。

○小笠児童館（菊川市下平川 6225 ☎ 73-5698）

○菊川児童館（菊川市半済 1865 ☎ 37-1135）

▼子育て支援センター

子どもたちが元気にすくすく育つように、子育てのお手伝いとして育児相談や講座・子育て情報の発信、子育てサークルの育成・支援などを行っています。

○おがさ子育て支援センター「ひまわり」
（菊川市下平川 6225 ☎ 73-5698）

○きくがわ子育て支援センター「たんぽぽ」
（菊川市半済 1865 ☎ 37-1135）

▼家庭児童相談室

子育ての悩みについて、家庭相談員が相談に応じます。お気軽に相談ください。

【相談日時】

月曜日から金曜日　午前 8 時 15 分～午後 5 時

※祝日、年末年始は除く

保健・予防

■成人の各種検診

～1年に1回、検診を受けましょう！～

市の検診の申し込み・中止は、必ずその年度の6月最終金曜日までに連絡ください。

●前年度に検診を受けた人（子宮頸がん、乳がん検診について前々年度に受けた人）

→8月中旬～9月中旬ころに通知が届きます。変更がある人は連絡してください。

●前年度に検診を受けなかった人

→希望する検診のある人は期限までに申し込みをしてください。希望しない人は連絡不要です。

平成27年度　菊川市成人検診一覧

検査の種類		対象者（年度初め4月1日現在の年齢です）	内容	時期
総合検診（集団） ※申込みした検診については同一日に受診できます。 ※総合検診は日時指定となります（予約制）。 ※婦人科検診のみの方は婦人科単独検診となります。	胃がん検診	35歳以上	バリウム	10～1月
	大腸がん検診		便潜血検査	
	胸部検診	40歳以上	レントゲン	
	前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査	
	乳がん検診	40歳以上の女性（隔年実施） ※前年度に市の検診を受けていない人	視触診・マンモグラフィー	
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性（隔年実施）【注2】 ※前年度に市の検診を受けていない人	子宮頸部細胞診	
	肝炎検査	40歳以上で市の肝炎検査を受けたことがない人 （40・45・50・55・60歳の方は無料）	血液検査（B型・C型）	
	30代生活習慣病健診	30～39歳 ※40歳からは特定健診の対象です。詳細は、医療保険者に問い合わせください。	身体計測・血液検査等	
	骨粗しょう症検診	30・35・40・45・50・55・60歳の女性	骨塩定量検査	
婦人科単独検診（集団）	乳がん検診	40歳以上の女性（隔年実施） ※前年度に市の検診を受けていない人	視触診・マンモグラフィー	9月
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性（隔年実施）【注2】 ※前年度に市の検診を受けていない人	子宮頸部細胞診	
【注1】 婦人科単独検診（個人）	乳がん検診 ＜実施医療機関＞ ・菊川病院健診センター	40歳以上の女性（隔年実施） ※前年度に市の検診を受けていない人	視触診・マンモグラフィー	9～1月
	子宮頸がん検診 ＜実施医療機関＞ ・松下産婦人科医院 ・菊川病院健診センター	20歳以上の女性（隔年実施）【注2】 ※前年度に市の検診を受けていない人	子宮頸部細胞診	
歯周病検診		40・50・60・70歳の人	歯周病検診	6～8月

【注1】個別検診は菊川病院健診センターまたは松下医院（子宮のみ）へ実施期間内に予約して受けていただきます。

【注2】20～39歳の人で子宮頸がん検診を受ける場合、同時に乳がんエコー検査を受けることができます（乳がんエコー検査のみでは受けられません）。

■予防接種

	種類	対象年齢	接種回数	接種方法	実施会場
小児	BCG	生後1歳未満	1回	個別接種	指定医療機関
	四種混合（DPT-IPV）	生後3か月～ 7歳6か月未満	4回	個別接種	指定医療機関
	二種混合（DT）	小学6年生	1回	個別接種	指定医療機関
	水痘	生後12か月～ 36か月未満	2回	個別接種	指定医療機関
	麻しん・風しん混合ワクチン（MR）1期	生後12か月～ 24か月未満	1回	個別接種	指定医療機関
	麻しん・風しん混合ワクチン（MR）2期	小学校就学前1年間	1回	個別接種	指定医療機関
	日本脳炎　1期	3歳～7歳6か月未満	3回	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた人で未接種の人は20歳前なら実施できます。	指定医療機関
	日本脳炎　2期	接種対象者には個別通知で連絡します。			
	子宮頸がん予防ワクチン	小学校6年生～高校1年生相当の女子	3回	個別接種 ※勧奨は中止しています。	指定医療機関
	ヒブワクチン	生後2か月～5歳未満	4回	個別接種	指定医療機関
	小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月～5歳未満	4回	個別接種	指定医療機関
高齢者	インフルエンザ	65歳以上、60～64歳の指定障がい者	1回	個別接種	指定医療機関
	高齢者肺炎球菌ワクチン	65歳以上（平成27年度） 定期　65・70・75・80・85・90・95・100歳 任意　65歳以上で定期以外の人	1回	個別接種	指定医療機関
	高齢者の方の予防接種に関しては、接種費用の一部助成となります。				

※接種対象者は変更することがありますので、ご不明な点はお問い合わせください。

■母子の健康診査・教室

健診の種類	対象	実施会場	内容
母子健康手帳の交付	妊婦	プラザけやき	母子健康手帳の交付・相談
妊婦健康診査	妊婦	指定医療機関	健康診査票（基本健診 14 回、超音波 4 回・血液検査 1 回）を使い、医療機関受診
赤ちゃん訪問	乳児		身体計測・健診、予防接種などの説明・相談
4か月児健康診査	4か月児	指定医療機関	健康診査票を使い、医療機関受診
7か月児相談	7か月児	プラザけやき（月 2 回）	身体計測、離乳食や生活についてのお話、ブックスタート、個別相談
10 か月児健康診査	10 か月児	指定医療機関	健康診査票を使い、医療機関受診
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児	プラザけやき、あかっちクリニック（家庭医療センター）	身体計測、内科診察、歯科診察、フッ素塗布、個別相談
2歳児歯科健診	2歳児	プラザけやき	身体計測、歯科診察、フッ素塗布、個別相談
2歳6か月児歯科健診	2歳6か月児	プラザけやき	歯科診察、フッ素塗布、個別相談
3歳児健康診査	3歳児	プラザけやき、あかっちクリニック（家庭医療センター）	身体計測、尿検査、眼科検査、内科診察、歯科診察、フッ素塗布、個別相談
プレママ・プレパパサロン	妊婦とその夫	プラザけやき（年 3 回）	講話、調理実習など
離乳食教室	4か月児の保護者	プラザけやき（月 1 回）	講話、調理実習
健康相談・栄養相談	乳幼児とその親	プラザけやき	身体計測、個別相談

※実施会場は変更することがありますので、菊川市健康カレンダーでご確認ください。

ご利用ください

健康診査や予防接種などの日程を掲載した
『菊川市健康カレンダー』を配布しています。

配布場所　健康づくり課（プラザけやき）

■小笠掛川歯科医師会訪問歯科診療について

歯の治療を受けたくても通院できない人を対象に、歯科医師が往診して歯科治療を行う『訪問歯科診療制度』を実施しています。

▶**対象者**　菊川市内に住む寝たきりの人
またはそれに準ずる人

▼**申込方法**

本人または家族が、治療を受けたい歯科医院へ直接ご相談ください。対応してもらえる歯科医院が分からない場合は、下記の窓口歯科医院へ申し込みください。

▶**申込窓口**　かとう歯科（☎ 35-0209　FAX35-0203）

▶**問い合わせ**　健康づくり課（☎ 37-1112）

■中東遠地域障がい者歯科診療について

小笠掛川歯科医師会と中東遠総合医療センター（以下、医療センター）が連携して、『療育手帳保持者（知的障がい者）』を対象にした歯科診療を行います。診療を希望する人は、障がい者歯科受付係に電話し、障がい者歯科協力歯科医院を受診してください。

なお、協力歯科医院での診療が困難な場合には、医療センターにて障がい者歯科専門医（非常勤）による歯科診療（平成 25 年 7 月開始、第 2・4 木曜日午後診療）を行います。

※医療センター障がい者歯科外来受診には、障がい者歯科協力歯科医院を通した予約が必要です。

▼**問い合わせ**

障がい者歯科受付係（小笠掛川歯科医師会内☎ 22-6177）

▶**受付時間**　平日午前 9 時 30 分～正午

教育

問い合わせ　幼児教育課幼児教育係（☎ 73-1131）
学校教育課学校教育係（☎ 73-1113）

■保育園

▼問い合わせ
幼児教育課幼児教育係（☎ 73-1131）

▼入園申込
年度途中も随時受付を行っていますので、幼児教育課に問合わせください。

▼保育園一覧

公立保育園			
園名	所在地	電話番号	開所時間
おおぞら幼保園保育部	菊川市下内田 832	35-2323	7:00～19:00
牧之原保育園	牧之原市東萩間 1987-50	0548-27-2223	7:15～18:15
私立保育園			
園名	所在地	電話番号	開所時間
菊川保育園	菊川市潮海寺 41-2	35-2562	7:00～19:00
愛育保育園	菊川市堀之内 69	28-8311	7:00～19:00
横地保育園	菊川市東横地 1729	36-3318	7:00～19:00
西方保育園	菊川市西方 1457	36-4133	7:00～19:00
河城保育園	菊川市友田 15-3	36-4667	7:00～18:30
双葉保育園	菊川市本所 2227-1	36-5031	7:00～19:00
ひかり保育園	菊川市下平川 2115-2	73-2471	7:00～19:00
ひがし保育園	菊川市川上 1410-1	73-5312	7:30～18:30
みなみ保育園	菊川市高橋 2830	73-4360	7:30～18:30

■幼稚園

▼問い合わせ
幼児教育課幼児教育係（☎ 73-1131）

▼対象児童
【公立幼稚園】　３歳から小学校就学前のこども。
※３歳児は満３歳になった後、最初の４月以降の入園になります。
【私立幼稚園】　各園にお尋ねください。

▼保育料
【公立幼稚園】　月額 6,000 円
※給食費やその他諸費は別途負担になります。
【私立幼稚園】　各園に問い合わせください。
●保育料などの負担を軽減するよう補助（幼稚園就園奨励費）を行っています。

▼幼稚園一覧

公立幼稚園			
園名	所在地	電話番号	その他
おおぞら幼保園幼稚部	菊川市下内田 832	35-2323	預かり保育 1 時間可
小笠北幼稚園	菊川市嶺田 85	73-2004	預かり保育 1 時間可
小笠南幼稚園	菊川市高橋 3691	73-2506	
小笠東幼稚園	菊川市川上 1382-1	73-2447	
私立幼稚園			
園名	所在地	電話番号	その他
中央幼稚園	菊川市本所 27	35-2493	預かり保育可
堀之内幼稚園	菊川市堀之内 69	35-2504	預かり保育可

■小学校・中学校

▼問い合わせ
学校教育課学校教育係（☎ 73-1113）

▼入学
●小学校への入学
小学校に入学する前年の９月に市教育委員会から就学時健康診断日の通知を、また１月末に入学通知書を送ります。下記の場合は早めに連絡してください。
・転出、転居予定がある
・入学通知書が届かない、内容に誤りがある
・身体が非常に弱い、手足・目・耳が不自由
・外国籍だが、市立の学校へ就学を希望する

●中学校への入学
「入学通知書」を自宅に発送します。

▼転校
【市内転居】
学区外へ転居するときは学校も変わることになります。現在の学校から転校の書類をもらい、市民課で転居手続きをしてください。
【市外転居】
現在の学校から転校の書類をもらい、市民課で転居手続きをし、転入先の教育委員会の指示を受けてください。

▼小・中学校一覧

公立学校		
学校名	所在地	電話番号
小笠東小学校	菊川市川上 1384-2	73-2050
小笠南小学校	菊川市高橋 3503	73-2220
小笠北小学校	菊川市嶺田 59	73-2054
六郷小学校	菊川市本所 2200	35-3147
内田小学校	菊川市下内田 1637	35-2632
横地小学校	菊川市東横地 1886	35-3552
加茂小学校	菊川市加茂 5114	35-3347
堀之内小学校	菊川市西方 2140	35-2108
河城小学校	菊川市吉沢 556	35-3330
牧之原小学校	牧之原市東萩間 2082-13	0548-27-2314
岳洋中学校	菊川市下平川 5430	73-2400
菊川西中学校	菊川市加茂 38	35-3546
菊川東中学校	菊川市本所 670	35-2335
牧之原中学校	牧之原市東萩間 2079-9	0548-27-2803
私立学校		
学校名	所在地	電話番号
常葉学園菊川中学校	菊川市半済 1550	35-3171

▼教育相談
教育や子育てに関することの「教育相談」を実施しています。悩みを抱え込まないで、まず教育相談室にお電話ください。
教育相談室（下平川 6225　中央公民館内 ☎ 73-1113）

上・下水道

問い合わせ

●開始・休止・料金に関すること　水道料金お客さまセンター（☎73-1120　FAX 73-1121）
●漏水・工事・水質に関すること　水道課事業係（☎73-1115）
●宅内排水設備に関すること　水道課庶務係（☎73-1115）

■届出・問い合わせ

下記のときは水道料金お客さまセンターへお届けください。専用の申込用紙で市役所窓口（本庁１階市民課・小笠支所１階お客さまセンター）またはＦＡＸで希望日の３日前までにお願いします。なお、時間外、土日・祝日は受付はしておりませんので、お早めにお届けください。

▼水道の使用開始
・家を新築したとき
・引っ越したとき
・一時使用するとき（ハウスクリーニング、一時的な工事など）

▼水道の使用休止
・家の取り壊しなどで水道を廃止するとき
・引越しするとき
・長期間水道をご使用にならないとき

▼水道の使用変更
・使用者や所有者が変わったとき

≪水道料金お客さまセンター≫
営業時間　午前８時 15 分～午後５時
水曜日のみ午前８時 15 分～午後７時
※土日・祝日・年末年始を除く
問い合わせ　小笠支所１階
☎ 73-1120　FAX73-1121

■水道料金と下水道使用料

▼料金の支払いについて
水道料金と下水道使用料（公共下水道、平尾住宅団地）は２ヵ月分まとめて請求しています。お支払いについては、納入通知書か口座振替でお願いします。

○納入通知書での支払い
検針した翌月の 15 日頃に納入通知書を水道料金お客さまセンターから郵送します。納入通知書と料金を市役所（本庁、小笠支所）、または右記の取扱金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納期限までにお支払いください（ゆうちょ銀行は取り扱っていません）。

○口座振替での支払い
ご指定の口座から料金が自動的に支払われる便利な制度です。検針した翌月の末日（土日・祝日は直前の金融機関営業日。12 月のみ 25 日）に振り替えます。もし、残高不足などのため振替ができなかった場合は、検針した翌々月の 10 日に再度振り替えをします。「納入通知書（ある人）」、「通帳」、「通帳の届出印」を持参し、右記の取扱金融機関で申し込みください。

≪取扱金融機関一覧≫
静岡銀行・清水銀行・島田信用金庫・掛川信用金庫・静岡県労働金庫・遠州夢咲農協協同組合・みずほ銀行・ゆうちょ銀行
※郵便局では納入通知書での払い込みは取り扱っていません。

≪取扱コンビニエンスストアー覧≫
エブリワン・MMK設置店・くらしハウス・ココストア・コミュニティストア・サークルK・サンクス・スパー（北海道）・スリーエイト・スリーエフ・生活彩家・セイコーマート・セーブオン・セブンイレブン・タイエー・デイリーヤマザキ・ニューヤマザキデイリーストア・ハセガワストア・ファミリーマート・ポプラ・ミニストップ・ヤマザキ・スペシャルパートナーシップ・ヤマザキデイリーストア・ローソン・ローソンストア 100・ローソンマート

■下水道の費用

排水設備工事を行い、下水道を使用するためには次の費用がかかります。

●下水道接続工事費（排水設備の設置費や浄化槽の処分費、くみ取り便所の場合は水洗便所に改造する費用）
●受益者負担金（分担金）･･･ 接続時に一度だけいただきます。
●下水道使用料（接続後、汚水量によって計算されます。）

■漏水の点検をお願いします

宅地内の漏水は、大切な水道水が無駄になるだけでなく、皆さんの料金にも影響します。漏水は自分自身でも簡単に確認することができますので、定期的に点検を行いましょう。

▼水道メーターによる漏水の発見方法

①屋内や外にあるすべての蛇口を閉めます。
②メーター内のパイロット（右図）をしばらく見て、回転の有無を確認します。
③もしパイロットが回っていたら、どこかで漏水している可能性があります。指定給水工事業者へ調査・修理を依頼してください。費用は自己負担となります。
※指定工事業者が分からない場合は水道課へ問い合わせください。

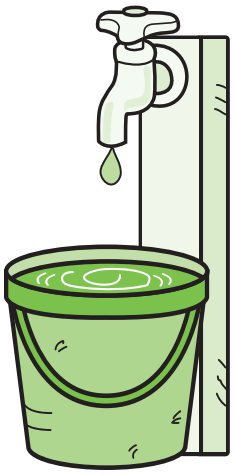

環境

問い合わせ 環境推進課（☎ 35-0916）、環境保全センター（☎ 35-2065）

■ごみについて

菊川市では限りある資源の有効利用とリサイクル推進のため、ごみの分別収集を行っています。
分別方法は『菊川市のごみの出し方』で確認してください。なお、分別方法が分からないときは、環境推進課に問い合わせください。

▼ごみの分別

ごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、資源物（缶、瓶、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装）、乾電池、蛍光管に分類されます。
それぞれ出す場所（ごみステーション）と日時が決まっていますので『ごみ収集カレンダー』で確認してください。

▼燃えるごみ、燃えないごみの出し方

菊川市指定ごみ袋に入れて、しばって出してください。
指定ごみ袋には自治会名、氏名を記入してください。
分別ができていないもの、氏名が書いてないもの、指定ごみ袋以外の袋で出されたごみは回収できません。

▼資源物（缶、ビン、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装）の出し方

資源物回収ステーションにコンテナや回収ネットが設置されていますので、汚れを落として出してください。
また、常設の赤土リサイクルステーションでは資源物の拠点回収を行っています。

▼古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ）の出し方

常設の赤土リサイクルステーションや環境保全センターなどで拠点回収を行っています。
新聞、雑誌、ダンボールは種類ごとにわけ紙ひもで束ねて出してください。雑がみは紙袋や封筒に入れて出してください。
また、地区のＰＴＡが集団回収を行っていますのでご協力をお願いします。

▼古布類の出し方

市役所東側仮設店舗、赤土リサイクルステーション、環境保全センターでシャツなどの衣類や毛布、バッグを回収しています。紙袋等にまとめるか、紐で束ねて出してください。

▼小型家電の出し方

環境保全センターで使用済小型家電を回収しています。施設内設置のコンテナ内へ入れてください。パソコン等を出す場合は個人情報にご注意ください。
家電リサイクル法対象家電および事業活動に伴って出たものは回収できませんのでご注意ください。

▼ごみステーションに出せないもの

粗大ごみや引っ越しなどで大量にごみが出た場合は環境資源ギャラリー（掛川市満水 2319）へ直接持ち込んでください。
家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン）やオートバイなどは市では処分できません。『菊川市のごみの出し方』で確認してください。

▼乾電池、蛍光管、水銀、温度計、体温計

乾電池は不燃ごみの収集日に回収します。ごみステーションに青い箱がありますので、その中に入れてください。
蛍光管等は年２回拠点回収します。回収日、回収場所は広報菊川でお知らせします。

▼リサイクル品の無料受け取りをご利用ください

●環境保全センター（三沢・棚草）

【受取時間】 平日、土・日曜日
午前８時 30 分～午後４時 30 分
※祝日、年末年始は除く。

【受け取るもの】 古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール、雑がみ、牛乳パック）、蛍光管、水銀入り温度計･体温計、古布類、小型家電・体温計

【問い合わせ】 環境保全センター（☎ 35-2065）

●赤土リサイクルステーション（赤土）

【受取時間】 午前８時～午後５時
※ 365 日受け取り可能

【受け取るもの】 びん、アルミ缶・スチール缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイ、古紙類（新聞紙、雑誌、ダンボール、雑がみ、牛乳パック）、古布類

【問い合わせ】 環境推進課環境推進係（☎ 35-0916）

ご利用ください

『菊川市のごみの出し方』『ごみ収集カレンダー』を配布しています。

配布場所 環境推進課（市役所本庁１階）
小笠総合サービス課（小笠支所２階）

■犬について

▼犬の登録

犬を飼われた日から 30 日以内に畜犬登録をしなくてはなりません。また引越しで犬を連れてきた場合には登録内容の変更手続きが必要になります。

▼狂犬病予防注射

年１回狂犬病予防注射をする必要があります。市が行う集合注射やかかりつけの獣医さんで予防注射をしてください。

▼犬の死亡届

飼い犬がなくなった場合は、届出が必要です。愛犬手帳、犬の鑑札、印鑑をもって環境推進課で手続きをしてください。

環境（補助金）

問い合わせ　下水道課庶務係（☎ 35-0933）
環境推進課環境推進係（☎ 35-0916）

■合併処理浄化槽設置事業費補助金

▶問い合わせ　下水道課庶務係（菊川浄化センター内 ☎ 35-0933）

▼浄化槽設置事業費補助金

生活排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽（合併槽）を設置する人に、設置費用の一部を予算の範囲内で補助します。
加えて、建築行為を伴わず単独処理浄化槽（単独槽）から合併槽へ付け替える場合は、金額を上乗せします。

【補助対象者】※①～③を全て満たす人
①公共下水道事業認可区域外に合併槽を設置する人
②浄化槽設置届出書を提出した人
③市税などを滞納していない人（同居人含む）

【申請方法】
浄化槽設置事業費補助金交付申請書に必要書類を添え、下水道課へ持参。

▼浄化槽面的整備補助金

建築行為を伴わず、集団で単独槽から合併槽へ付け替える場合は、金額を上乗せして補助します。

【補助対象者】
浄化槽設置事業費補助金を利用する人のうち、次の①か②のどちらかを満たす人
①単独槽から合併槽への付け替えが、同じ年度内に５戸以上ある自治会に所属
②単独槽から合併槽への付け替えが、同じ年度内に自治会世帯数の 10%以上ある自治会に所属

【申請方法】
代表者は、菊川市浄化槽設置事業に係る面的整備事業計画承認申請書を提出し、市の承認を受けた後、浄化槽設置事業費補助金の手順に沿って書類を提出ください。

【補助金の額】

○新築、増改築に伴い合併槽を設置する人および、くみ取り便所を水洗化するために合併槽を設置する人

人槽	補助金
5人	19万8,000円
6～7人	24万6,000円
8～10人	32万7,000円

○水質浄化のため、単独槽を合併槽に付け替える人

人槽	補助金
5人	33万円
6～7人	41万4,000円
8～10人	54万6,000円

【浄化槽面的整備補助金額】

○浄化槽設置事業費補助金に加算する額

人槽	補助金
5人	12万円
6～7人	15万円
8～10人	18万円

■生ごみ処理機器購入費補助金

▶問い合わせ　環境推進課環境推進係（☎ 35-0916）

【補助対象者】※①～④を全て満たす人
①市内に住所を有し、現に居住している人
②市税などを滞納していない人（同居人含む）
③市内の販売店で購入する人
④過去５年以内に市から生ごみ処理機器購入費補助金を受けていない人

【対象機器】
バイオ式家庭用電化製品、乾燥式家庭用電化製品、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）、

【補助額】
購入額の２分の１を補助※バイオ式家庭用電化製品は５万円、乾燥式家庭用電化製品は３万円、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）は 3,000 円が限度額（100 円未満切捨て）

【申請方法】
菊川市生ごみ処理機器購入事業費補助金交付申請書（様式第１号）と必要書類を添えて、市役所本庁環境推進課に直接ご持参ください。
※申請前に処理機器を購入した場合は、補助を受けることができません。

■自然エネルギー利用促進補助金

▶問い合わせ　環境推進課環境政策係（☎ 35-0916）

【補助対象者】※①～③を全て満たす人
①市内に自ら居住し、または居住を予定する住宅に、太陽光発電システムおよび太陽熱温水器などを新たに設置しようとする人
②機器を設置する前に申請書を提出し、補助金交付決定後に設置工事を始め、平成 28 年３月末日までに機器の設置が完了し、完了実績報告書を提出できる人
③市税などを滞納していない人（同居人含む）

【対象機種の種類・補助金額】
①太陽光発電システム（10kW 未満に限る）
　１kw あたり 8,000 円（限度額４万円）
②太陽熱温水器
　集熱パネルの面積１㎡あたり 2,000 円（限度額８,000 円）
③ソーラーシステム
　集熱パネルの面積１㎡あたり 2,000 円（限度額１万 2,000 円）

【申請方法】
菊川市自然エネルギー利用促進補助金交付申請書（様式第１号）と必要書類を添えて、市役所本庁環境推進課に直接持参ください。※必ず設置前に申請ください。

■不妊・去勢手術事業費補助金

▶問い合わせ　環境推進課環境政策係（☎ 35-0916）

【補助の対象および条件】
①市内に生息している所有者の判明しない猫を保護し、不妊・去勢手術を受けさせるものであること
②市内に在住または在勤する人
③所有者の判明しない猫の繁殖抑制を行っていること、新たな飼い主探しその他の当該猫の問題解決に努めていること
④地域住民の理解が得られる活動であること
⑤営利を目的としていないこと
⑥市やその他のものから補助金等の交付を受けていないこと

【補助金額】
オス（去勢）：6,000 円
メス（不妊）：9,000 円

救急・防災

■平日夜間や休日の急病のとき

●症状が軽い場合は、ご自身で急患診療所を受診しましょう。
●症状が重い場合は、市立総合病院へ受診するか、緊急を要する場合は救急車を要請してください。

	昼間 (各医療機関の診療時間)	夜間 (午後7時～10時)	深夜 (午後10時～翌朝8時15分)
平日	市内の開業医院 市立総合病院	急患診療所	市立総合病院
土曜日	市内の開業医院 市立総合病院	市立総合病院	
日曜日・祝日	急患診療所 【①午前9時～午前12時、②午後1時～午後5時】※歯科は午前のみ。 (受付は①午前11時30分まで、②午後4時30分まで)	市立総合病院 【午後5時～】	

※市立総合病院での受診は、原則重症患者に限ります。

▼小笠掛川急患診療所（☎ 61-1299）のご案内

場所　掛川市杉谷南 1-1-30
希望の丘内中部ふくしあ
(掛川市立総合病院跡地) 2階
診療科目　内科・小児科
外科（日曜日・祝日のみ）
歯科（歯科は日曜日、祝日の午前のみ）
診療日　平日夜間、日曜日・祝日
診療時間
平日夜間：午後7時～午後10時
(受付は午後9時30分まで)
日曜日・祝日：午前9時～午後5時
(受付は午後4時30分まで)

※受診の場合は、事前に急患診療所（☎ 61-1299）に連絡してください。

■災害のときは

地震や風水害などの大災害に備え、普段から非常持ち出し品や非常用品を準備しておきましょう。また、災害時には、あわてずにストーブやガスなどを消し、火の元の確認を必ずしましょう。

▼災害用伝言サービス

災害用の伝言ダイヤルは、被災地の人たちが録音した安否情報などを親戚や友人などが再生することができるサービスです。
使用できる電話は、一般加入電話・公衆電話・各社携帯電話・PHS（一部事業者を除く）です。
音声で録音方法や再生方法を案内してくれますので、それに従って操作してください。

●操作方法

伝言を登録（録音）する

① 171 をダイヤル　音声案内が流れる
② 1 をダイヤル　音声案内が流れる
③自宅の電話番号をダイヤル
0537-○○-××××
音声案内が流れる
④ 30 秒以内で伝言を入れる
例えば「花子です。家族は皆無事で市が開設した避難所（○○小学校）にいます」

伝言を聞く（再生する）

① 171 をダイヤル　音声案内が流れる
② 2 をダイヤル　音声案内が流れる
③安否を確認したい相手の電話番号をダイヤル
0537-○○-××××
④ 30 秒以内で伝言を入れる
「花子です。家族は皆無事で市が開設した避難所（○○小学校）にいます」と再生されます。

▼防災用品チェックリスト

避難するのには次の品々が必要です。水・食糧は最低 7 日分程度の備えをしておきましょう。

非常持出袋	持出品をあらかじめ入れておき、両手がふさがらないようにしましょう。
飲料水	一人一日 3 リットルを目安にしましょう。
非常食	火を通さずに食べることができ、保存の可能なものにしましょう。
ラジオ	災害時は正しい情報で正しい行動を！電池もお忘れなく。
応急医療品	ばんそうこう、包帯など。 病人やお年寄りは常用している薬も。
衣類・下着類など	下着、上着、タオル、毛布、手袋、帽子。赤ちゃんがいる場合は紙おむつ。
ライター ろうそく	火がつくかどうかの確認をしましょう。
懐中電灯	夜間や暗がりを移動する時に必要です。
軍手	ガレキなどの除去や寒さ対策にも使えます。
多機能ナイフ	ナイフや缶切りなど、いろいろな活用ができます。
貴重品	現金 (小銭)、印鑑、通帳、保険証など。
生活必需品	普段の生活になくてはならないもの。 メガネ、生理用品、トイレットペーパー、筆記具、雨具など。

▼避難地・避難所を確認しておきましょう

災害が発生し緊急に避難するときは、市が指定する避難地・避難所に避難してください。避難地・避難所は、主に小学校・中学校などです。あなたの近くの避難地・避難所が分からないときは、危機管理課に問い合わせください。なお、日ごろから、右記の３点に心がけ、災害に備えましょう。

●住まいの周辺の道路や避難地・避難所を確認しておく。
●指定の避難地・避難所まで実際に歩いてみる。
●避難したとき家族の連絡が取れるよう落ち合う場所を決めておきましょう。また一時、避難するときは、最寄りの公園、公民館・公会堂、空き地などに避難しましょう。

菊川市指定避難地・避難所一覧

地区・自治会・自主防災会	避難地・避難所
西方地区	
公文名、沢田、島川、田ケ谷、堀田上、堀田下、堀之内	堀之内小学校
町部地区	
緑ケ丘、日吉町、宮前、西通、一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、新通、初咲町、東町、栄町、日之出町１、柳町	堀之内小学校
加茂地区	
白岩下、白岩段、西袋、三軒家、小川端、長池	加茂小学校
白岩東	菊川西中学校
内田地区	
森、御門、杉森、政所、月岡、東平尾、西平尾、稲荷部、高田、段平尾、平尾	内田小学校
六郷地区	
五丁目上、五丁目下、打上、下本所（菊川の河川から西側地区）	菊川西中学校
日之出町２、上本所上、上本所下、島、上本所団地、雇用促進第１、雇用促進第２、宮下、仲島	菊川東中学校
下本所（菊川の河川から東側地区）、下半済、小出、神尾上、神尾下、牛渕上、牛渕下	六郷小学校
牧之原上、牧之原下	牧之原農村婦人の家
青葉台１、青葉台２、青葉台３、県営住宅、虹の丘、つつじヶ丘	青葉台コミュニティセンター
横地地区	
奥横地、段横地、川島、西横地、土橋、奈良野、三沢、横地雇用促進、星ヶ丘	横地小学校
河城地区	
吉沢、上倉沢、下倉沢、六本松、友田、東富田、西富田、沢水加、和田	河城小学校
潮海寺上、潮海寺中、潮海寺下、富士見台	菊川東中学校
平川地区	
上平川、池村、志茂組	小笠北小学校
堤、志瑞、石原、八幡谷、東組、奥の谷、新道、下新道、本町、岳洋、五反通	岳洋中学校
嶺田地区	
東嶺田、中嶺田、西嶺田、西ヶ崎、堂山	小笠北小学校
大石	小菊荘
小笠南地区	
河東西、河東中、東河東、南町、山西、高橋口、高橋中、南ニュータウン、大門、サンライズ	小笠南小学校
磯部	小笠東小学校
高橋原	布引原南公民館
小笠東地区	
布引原	布引原南公民館
丹野、古谷、川東、川中、川西、三協、棚草、赤土上、赤土下、赤土団地、城山下、花水木	小笠東小学校
災害時要援護者を受入する「福祉避難所」	特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に福祉避難所を開設した時に公表
災害状況により開設を予定している避難所	中央公民館、小笠高校体育館、常葉学園菊川中・高校体育館、菊川南陵高校
避難地のみ	丹野運動場

市内の医療機関一覧

あなたの街のお医者さん

	医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
菊川	池ヶ谷内科医院	内・循	菊川市仲島 2-1-5	37-1011
	石崎耳鼻咽喉科	耳・気	菊川市加茂 686-1	37-3387
	うちだ泌尿器科・内科クリニック	泌・内	菊川市加茂 5095-1	36-2000
	岡本クリニック	精	菊川市加茂 1984-1	37-0200
	笠井医院	内・小	菊川市朝日 4-1	35-2533
	菊川眼科	眼	菊川市加茂 5134	37-0222
	菊川耳鼻咽喉科	耳	菊川市加茂 5433	37-2511
	菊川整形外科	整	菊川市加茂 5097	37-3000
	木佐森医院	内・循	菊川市堀之内 1257	35-2033
	北島クリニック	内・泌・人工透析	菊川市奈良野 39-6	35-0700
	桜井医院	皮・漢方・内	菊川市堀之内 1453	35-3993
	塩崎クリニック	内・小	菊川市吉沢 331-7	35-2020
	杉原脳神経外科クリニック	脳・神内・外・リハ	菊川市加茂 4968	37-0005
	田宮こどもクリニック	小・ア	菊川市加茂 3250-1	35-0801
	福地医院	整・外・リハ・リウ・内	菊川市青葉台 1-2-3	35-3232
	松下産婦人科医院	産婦	菊川市加茂 1990	36-3221
	森クリニック	外・消	菊川市加茂 3261	35-6662
小笠	ケイクリニック	小	菊川市赤土 1355	73-6003
	こばやし眼科	眼	菊川市下平川 1793-1	73-8282
	篠原医院	内・呼・循・消・糖・小	菊川市下平川 1508	73-3555
	みやぎ整形外科・内科クリニック	整・内・呼・リウ・リハ	菊川市下平川 1833-1	75-0201

診療科目内訳

内…内科、呼…呼吸器科、循…循環科、消…消化器科、神内…神経内科、
糖…糖尿病内科、皮…皮膚科、ア…アレルギー科、リウ…リウマチ科、
小…小児科、精…精神科、外…外科、気…気管食道科、泌…泌尿器科、
脳…脳神経外科、整…整形外科、眼…眼科、耳…耳鼻咽喉科、
産婦…産婦人科、リハ…リハビリテーション科、人工透析、漢方

小笠掛川歯科医師会

診療は会員診療所へ

(50 音順)

医療機関名	所在地	電話番号
うえむら歯科	菊川市加茂 2182	35-2223
うさみ歯科クリニック	菊川市加茂 5568	37-0300
大内歯科医院	菊川市下平川 5298-1	73-5888
笠原歯科医院	菊川市本所 1440-2	36-6110
かとう歯科医院	菊川市仲島 1-10-4	35-0201
加藤デンタルクリニック	菊川市本所 324-1	37-3277
黒田デンタルクリニック	菊川市下平川 945-1	75-0022
甲賀駅前歯科医院	菊川市堀之内 103-8	36-3265
甲賀歯科医院	菊川市本所 1495-1	36-1184
清水歯科医院	菊川市加茂 66	35-2450
はやし歯科口腔外科クリニック	菊川市加茂 4723	37-2700
藤田歯科医院	菊川市下平川 1396-2	73-2121
宮城歯科医院	菊川市下平川 1897-1	73-2030
武藤歯科医院	菊川市半済 1214-2	35-2057
かわべ歯科※	菊川市半済 1118	36-1220

※保険診療はしておりません。

小笠袋井薬剤師会

	薬局名	所在地	電話番号
菊川	ききょう薬局菊川店	菊川市半済 537-1	37-0113
	あさひ薬局	菊川市加茂 3249	36-0200
	オレンジ薬局菊川店	菊川市加茂 5135	37-0561
	かものはし薬局	菊川市加茂 668-2	28-9555
	菊川みなみ薬局	菊川市加茂 5432	37-1670
	杏林堂薬局菊川病院前店	菊川市半済 540-1	36-6981
	小西薬局かも店	菊川市加茂 5505	35-1172
	小西薬局堀之内店	菊川市堀之内 264-2	35-8501
	親切堂薬局かも店	菊川市加茂 2183-1	35-4246
	そうごう薬局菊川店	菊川市加茂 4969	36-6371
	ならの薬局	菊川市奈良野 39-9	35-8300
	新倉薬局	菊川市堀之内 443-4	35-3777
	フラワー薬局菊川店	菊川市朝日 1-16	35-1233
	平和堂薬局	菊川市本所 1103	35-6762
	みつばち薬局	菊川市吉沢 331-1	37-1161
	みのり薬局	菊川市東横地 1607-1	37-0122
	ラビィダ菊川薬局	菊川市仲島 1	35-1850
小笠	小笠薬局	菊川市赤土 1354-1	73-5695
	南山堂薬局小笠店	菊川市下平川 1507-1	73-2036
	南山堂薬局平田店	菊川市下平川 1836-9	75-0777

市内施設料金一覧

■小中学校体育施設、小菊荘グラウンド夜間、棚草グラウンドの施設貸出について

○施設貸し出しは、中央公民館（社会教育課☎ 73-1114）、堀之内体育館（☎ 35-8041）で行います。
○学校施設を使用したい団体は、団体登録が必要です。年度ごとに更新が必要になります。
○各月に抽選会を行い、1 週間後から受付を開始します。

■抽選会日時・会場

平成 27 年度市体育施設・内田小・北小ナイター抽選会

抽選月	抽選日	※抽選後の予約受付開始日	抽選時間	抽選会場〔抽選施設〕
5・6月分	4月 7日(火)	4月14日(火) ～	午後7時15分～	○**中央公民館** 第１・第２会議室 野球場、多目的広場、グラウンド、内田小ナイター、北小ナイター、小菊荘ナイター、テニスコート ○**中央公民館** 視聴覚室 菊川運動公園ローンゲーム場、尾花運動公園多目的広場 ○**町部地区センター研修室** 堀之内体育館、市民総合体育館
7・8月分	6月 2日(火)	6月 9日(火) ～		
9・10月分	8月 4日(火)	8月11日(火) ～		
11・12月分	10月 6日(火)	10月13日(火) ～		
平成28年1・2月分	12月 1日(火)	12月 8日(火) ～		
3月分	2月 2日(火)	2月 9日(火) ～		
4月分	3月 1日(火)	3月 8日(火) ～		

平成 27 年度小・中学校体育館抽選会

抽選月	抽選日	※抽選後の予約受付開始	抽選時間	抽選会場〔抽選施設〕
6・7月分	5月12日(火)	5月19日(火) ～	午後7時15分～	○**中央公民館視聴覚室** 菊川西中体育館、内田小体育館、加茂小体育館、堀之内小体育館、横地小体育館 ○**中央公民館第１・第２会議室** 菊川東中体育館、六郷小体育館、河城小体育館、岳陽中体育館、小笠北小体育館、小笠東小体育館、小笠南小体育館
8・9月分	7月 7日(火)	7月14日(火) ～		
10・11月分	9月 1日(火)	9月 8日(火) ～		
12・1月分	11月10日(火)	11月17日(火) ～		
2・3月分	1月 5日(火)	1月12日(火) ～		
4・5月分	3月 8日(火)	3月15日(火) ～		

※抽選会は、同日、同時刻に別会場で行います。複数の施設の抽選会に参加する場合は、各会場に必要な人数でお越しください。
※学校体育施設の使用には、使用団体の登録が必要になります。抽選会時に許可証をご提示ください。
※小学校グラウンド、小菊荘グラウンドの夜間の利用で使用するコインは、中央公民館内（社会教育課）と堀之内体育館（☎ 35-8041）で購入できます。コインの払い戻しはできませんので、使用予定を考慮したコインの購入をお願いします。

■市体育館、グラウンド、テニスコートの施設貸し出しについて

下記対象施設の貸し出しについては、指定管理者 NPO 法人菊川市体育協会（市民総合体育館☎ 73-5600）、堀之内体育館（☎ 35-8041）の窓口で行います。

名称	施設
市民総合体育館	屋内運動場・剣道場・柔道場・会議室
小笠体育館	屋内運動場
堀之内体育館	屋内運動場・２階
菊川運動公園	菊川球場・炭焼きさわやか菊川グラウンド・ローンゲーム場・北グラウンド
和田公園	多目的広場・テニスコート・プール
尾花運動公園	多目的広場・テニスコート
尾花公園	テニスコート（ハード）
菊川公園	野球場
丹野グラウンド	多目的広場
小笠グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ場
おおぞら農村公園	多目的広場

※使用するコインは指定管理者 NPO 法人菊川市体育協会（市民総合体育館 ☎ 73-5600）、堀之内体育館（☎ 35-8041）で購入できます。コインの払い戻しはできませんので、使用予定を考慮したコインの購入をお願いします。

■菊川市内体育施設料金一覧

■菊川運動公園

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
野球場（菊川球場）	6:00 － 8:30	1,020 円	3,060 円
	8:30 － 12:30	1,640 円	4,920 円
	12:30 － 17:00	1,850 円	5,550 円
	17:00 － 19:30	1,020 円	3,060 円
ローンゲーム場	8:00 － 12:30	無料	
	12:30 － 18:30		
多目的広場	8:00 － 12:30		
	12:30 － 18:30		
炭焼きさわやか菊川グラウンド	6:00 － 8:30	1,280 円	3,840 円
	8:30 － 12:30	2,050 円	6,150 円
	12:30 － 17:00	2,310 円	6,930 円
	17:00 － 19:30	1,280 円	3,840 円

■和田公園

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
テニスコート〔人工芝〕（1 面）	6:00 － 8:30	530 円	1,590 円
	8:30 － 12:30	860 円	2,580 円
	12:30 － 17:00	960 円	2,880 円
	17:00 － 18:30	310 円	930 円
	18:30 － 21:30	640 円	1,920 円

※テニスコート（2 面）の使用料は、1 面使用料の 2 倍になります。

【夜間照明使用料】

点灯時間（コイン１枚当り）	照明点灯時間帯	使用料（コイン１枚当り）	
		市内	市外
30 分	17:00 － 21:30	210 円	630 円

※夜間照明施設は、１時間 30 分以上照明を使用する場合に限ります。

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
多目的広場	8:00 － 12:30	無料	1,450 円
	12:30 － 17:00		1,450 円
	17:00 － 18:30		480 円
	18:30 － 21:30	注１	960 円

注１）時間帯内で使用したい時間分のコインを購入します。

【夜間照明使用料】

点灯時間（コイン１枚当り）	照明点灯時間帯	使用料（コイン１枚当り）	
		市内	市外
40 分	17:00 － 21:30	1,090 円	3,270 円

※夜間照明施設は、１時間 30 分以上照明を使用する場合に限ります。

■尾花運動公園

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
テニスコート〔人工芝〕	6:00 － 8:30	530 円	1,590 円
	8:30 － 12:30	860 円	2,580 円
	12:30 － 17:00	960 円	2,880 円
	17:00 － 18:30	310 円	930 円
多目的広場	8:00 － 12:30	無料	1,450 円
	12:30 － 18:30		1,940 円
	18:30 － 21:30	2,910 円	8,730 円

※多目的広場の使用料には、夜間照明施設使用料が含まれます。

■尾花公園

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
テニスコート〔ハードコート〕	6:00 － 8:30	無料	
	8:30 － 12:30		
	12:30 － 17:00		
	17:00 － 18:30		

■菊川公園

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
グラウンド	8:00 － 12:30	無料	1,450 円
	12:30 － 17:00		1,450 円
	17:00 － 18:30		480 円
	18:30 － 21:30	注２	960 円

注２）時間帯内で使用したい時間分のコインを購入します。

【夜間照明使用料】

点灯時間（コイン１枚当り）	照明点灯時間帯	使用料（コイン１枚当り）	
		市内	市外
25 分	17:00 － 21:30	1,020 円	3,060 円

※12月から３月までは、夜間照明施設の使用はできません。
※夜間照明施設は、１時間 30 分以上照明を使用する場合に限ります。

■北グラウンド

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
グラウンド	8:00 － 12:30	無料	
	12:30 － 18:30		

■おおぞら農村公園

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
多目的広場	8:00 － 12:30	無料	
	12:30 － 18:30		

■蓮池公園

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
小菊荘グラウンド	8:00 － 12:30	無料	1,450 円
	12:30 － 18:30		1,930 円
	18:30 － 21:30	注３	960 円

※昼間の使用申請は、小菊荘（☎ 73-2460）へ。
注３）時間帯内で使用したい時間分のコインを購入します。

【小菊荘グラウンドを使用する場合の夜間照明使用料】

点灯時間（コイン１枚当り）	照明点灯時間帯	使用料（コイン１枚当り）	
		市内	市外
25 分	17:00 － 21:30	1,020 円	3,060 円

※ 12 月から３月までは、夜間照明施設の使用はできません。
※夜間照明施設は、１時間 30 分以上照明を使用する場合に限ります。

■丹野グラウンド（丹野球場）

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
グラウンド	8:00 － 12:30	無料	1,450 円
	12:30 － 18:30		1,940 円

■小笠グラウンドゴルフ場

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
グラウンドゴルフ場	8:00 － 12:30	無料	1,290 円
	12:30 － 17:00		1,450 円

■棚草運動場

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
多目的広場	8:00 － 12:30	無料	1,450 円
	12:30 － 18:30		1,940 円

■小学校グラウンド

（内田小学校☎ 35-2632・小笠北小学校☎ 73-2054 ）

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
グラウンド	18:30 － 21:30	注４	960 円

※昼間の使用申請は、各小学校へ。
※使用する前に団体登録が必要になります。
注４）時間帯内で使用したい時間分のコインを購入します。

【夜間照明使用料】

点灯時間（コイン１枚当り）	照明点灯時間帯	使用料（コイン１枚当り）	
		市内	市外
40 分	18:30 － 21:30	1,090 円	3,270 円

※小笠北小学校は、12 月から３月まで夜間照明施設の使用はできません。
※夜間照明施設は、１時間 30 分以上照明を使用する場合に限ります。

■堀之内体育館

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
１階半面	8:00 － 12:00	640 円	1,920 円
	13:00 － 17:00	640 円	1,920 円
	17:00 － 19:00	310 円	930 円
	19:00 － 21:30	400 円	1,200 円
１階全面	8:00 － 12:00	1,280 円	3,840 円
	13:00 － 17:00	1,280 円	3,840 円
	17:00 － 19:00	620 円	1,860 円
	19:00 － 21:30	800 円	2,400 円
２階	8:00 － 12:00	640 円	1,920 円
	13:00 － 17:00	640 円	1,920 円
	17:00 － 19:00	310 円	930 円
	19:00 － 21:30	400 円	1,200 円

■市民総合体育館

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
１面	8:00 － 12:00	640 円	1,920 円
	13:00 － 17:00	640 円	1,920 円
	17:00 － 19:00	310 円	930 円
	19:00 － 21:30	400 円	1,200 円
２面	8:00 － 12:00	1,280 円	3,840 円
	13:00 － 17:00	1,280 円	3,840 円
	17:00 － 19:00	620 円	1,860 円
	19:00 － 21:30	800 円	2,400 円
３面	8:00 － 12:00	1,920 円	5,760 円
	13:00 － 17:00	1,920 円	5,760 円
	17:00 － 19:00	930 円	2,790 円
	19:00 － 21:30	1,200 円	3,600 円
剣道場	8:00 － 12:00	640 円	1,920 円
	13:00 － 17:00	640 円	1,920 円
	17:00 － 19:00	310 円	930 円
	19:00 － 21:30	400 円	1,200 円
柔道場	8:00 － 12:00	640 円	1,920 円
	13:00 － 17:00	640 円	1,920 円
	17:00 － 19:00	310 円	930 円
	19:00 － 21:30	400 円	1,200 円
会議室	8:00 － 12:00	640 円	1,920 円
	13:00 － 17:00	640 円	1,920 円
	17:00 － 19:00	310 円	930 円
	19:00 － 21:30	400 円	1,200 円

■小笠体育館

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
１階半面	8:00 － 12:00	640 円	1,920 円
	13:00 － 17:00	640 円	1,920 円
	17:00 － 19:00	310 円	930 円
	19:00 － 21:30	400 円	1,200 円
１階全面	8:00 － 12:00	1,280 円	3,840 円
	13:00 － 17:00	1,280 円	3,840 円
	17:00 － 19:00	620 円	1,860 円
	19:00 － 21:30	800 円	2,400 円

■小学校体育館

（コート数：１）六郷小・内田小
（コート数：２）小笠東小・小笠北小・横地小
加茂小・河城小・小笠南小・堀之内小

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
バレーコート（１面）	8:00 － 12:00	640 円	1,920 円
	13:00 － 17:00	640 円	1,920 円
	17:00 － 19:00	310 円	930 円
	19:00 － 21:30	400 円	1,200 円

※バレーコート（２面）の使用料は、１面使用料の２倍になります。
※使用する前に団体登録が必要になります。

■中学校体育館

（コート数：２）岳洋中・菊川西中・菊川東中

使用箇所	時間帯	使用料	
		市内	市外
バレーコート（１面）	8:00 － 12:00	640 円	1,920 円
	13:00 － 17:00	640 円	1,920 円
	17:00 － 19:00	310 円	930 円
	19:00 － 21:30	400 円	1,200 円

※バレーコート（２面）の使用料は、１面使用料の２倍になります。
※使用する前に団体登録が必要になります。

メール情報配信サービス
「茶こちゃんメール」をご利用ください

問い合わせ　危機管理課（☎ 35-0923）

同報無線の内容や防災の情報をメールでお届けします

多くの人たちが利用するようになった携帯電話やパソコン。市では、それらのメール機能を利用して、防災・防犯、イベント情報など、市民の皆さんに役立つさまざまな情報をお届けする『茶こちゃんメール』を配信しています。登録は無料です。どなたでも登録できますので、ぜひご利用ください。

配信内容

大分類	中分類	配信内容
防災情報 【24 時間配信】	地震情報	菊川市で震度 4 以上の地震が発生した場合に配信します。
	気象情報	大雨などの各種気象警報が発表・解除された場合に配信します。
	土砂災害警戒情報	菊川市で土砂災害警戒情報が発表・解除された場合に配信します。
	東海地震関連情報	東海地震に関連する注意・予知情報が発表された場合に配信します。
同報無線・緊急情報 【24 時間配信】	同報無線・緊急情報	同報無線で放送された内容を配信します。 (火災情報は配信されません。利用希望者は、別の配信サービス「ファストアラーム」をご利用ください。詳細は消防本部警防課 (☎ 35-0199) まで問い合わせください。)
イベント情報	イベント情報	市内で行われるイベント、講座などを配信します。
生活情報	コミュニティバス情報	コミュニティバスの運休情報やルート変更を配信します。
	子育て情報	健診などの子育てに関する情報を配信します。
	その他の生活情報	その他、市から市民の皆さんへのお知らせなどを配信します。
防犯情報	防犯情報	注意喚起などの防犯情報を配信します。

茶こちゃんメールの登録・利用方法

①空メールを送信

お使いの携帯電話やパソコンから、chako-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com へ空メール（件名・本文は不要）を送信してください。QR コード読み取り機能がある携帯電話をお使いの人は、上の QR コードをご利用ください。

②返信メールを受信し、登録用 URL にアクセス

「茶こちゃんメール 登録・変更のご案内」が自動で返信されます。案内に従い、登録用 URL にアクセスしてください。

「返信メールが届かない」という方は…

迷惑メール対策などで受信拒否設定をしている場合は、「tokyoanpi.sbs-infosys.com」のドメインからのメールを受信可能にしてください。設定方法は、ご使用の携帯電話の取扱説明書をご覧いただくか、各携帯電話会社へ問い合わせください。

③登録する

登録画面が表示されたら、「利用規約」を確認の上、「配信を希望する情報」、「居住地域・性別」を選択してください。

④完了メールを受信する

「登録完了」のメールが届けば登録完了です。

利用上の注意事項

○本サービスへの登録は、利用規約に従うことにあらかじめ同意していただくことが必要です。
○登録は無料ですが、利用登録、変更、解除の際の通信、メールの送受信にかかるパケット通信料や通信費については利用者の負担となります。
○宛先不明や受信拒否設定などにより、複数回にわたって配信できなかったメールアドレスは、利用者に通知することなく削除されます。
○登録されたメールアドレスは、本サービスの運営の目的以外で利用することはありません。
○市は細心の注意をもって正確な情報提供に努めますが、緊急または流動的な情報に関しては完全性、確実性を保証できない場合があります。利用者の判断と責任においてご利用ください。
○本サービスは、すべての利用環境に対して完全な動作を保証するものではありません。利用者の環境や利用する機器によっては、利用できない場合もあります。

市役所・支所への電話は、各課直通番号をご利用ください

■ 菊川市役所本庁		電話番号
1階	**市民課**	
	市民係	35-0917
	（パスポート窓口）	35-0905
	国民年金係	35-0915
	税務課	
	管理係　市民税係	35-0912
	資産税係	35-0913
	徴収対策係	35-0910
	環境推進課	
	環境政策係　環境推進係	35-0916
	会計課	
	会計係	35-0911
2階	**総務課**	
	行政係　人事研修係	35-0921
	秘書広報課	
	秘書広報係　情報政策係	35-0924
	企画政策課	
	企画係　政策係	35-0900
	危機管理課	
	防災計画係　防災係	35-0923
	地域支援課	
	自治振興係　市民協働係 交通防犯係	35-0925
3階	**建設課**	
	管理係	35-0902
	整備係	35-0934
	都市政策課	
	都市計画係	35-0932
	住宅建築係	35-0957
	都市整備課	
	都市整備係	35-0978
	区画整理係	35-0931
	（土地区画整理組合）	35-0952
	農林課	
	農業振興係　農地利用係	35-0938
	土地改良係	35-0940
	茶業振興課	
	茶業振興係	35-0944
	（茶業協会）	35-0954
	商工観光課	
	産業振興係　商工観光係	35-0936
	消費生活センター	35-0937
4階	**議会事務局**	
	総務係	35-0941
	監査委員事務局	
	監査係	35-0926

■ 菊川市役所本庁		電話番号
北館1階	**財政課**	
	財政係　工事検査係	35-0922
	契約管財係	35-0919

■ 小笠支所		電話番号
1階	水道料金お客さまセンター	73-1120
2階	**小笠総合サービス課**	
	市民福祉係	73-1111
3階	**水道課**	
	庶務係　事業係	73-1115

■ プラザけやき		電話番号
1階	**福祉課**	
	社会福祉係	37-1123
	生活福祉係	37-1251
	障がい者福祉係	37-1252
	児童福祉係	35-0914
	長寿介護課	
	高齢者福祉係	37-1254
	包括支援係	37-1120
	介護保険係	37-1253
	健康づくり課	
	成人保健係　母子保健係	37-1112

■ 中央公民館		電話番号
1階	**社会教育課**	
	社会教育係　スポーツ振興係	73-1114
	学校教育課	
	学校教育係	73-1113
	幼児教育課	
	幼児教育係	73-1131
2階	**教育総務課**	
	総務係　施設係	73-1136
埋蔵文化財センターどきどき		
	社会教育課	
	文化振興係	73-1137

■ 菊川浄化センター	電話番号
下水道課	
庶務係	35-0933
事業係	35-0945

■図書館	電話番号
菊川文庫	36-2220
小笠図書館	73-1132

■ 児童館・子育て支援センター	電話番号
菊川児童館	37-1135
きくがわ子育て支援センター	37-1135
小笠児童館	73-5698
おがさ子育て支援センター	73-5698

■ 消防署	電話番号
消防本部・消防署	35-0119

■ 病院	電話番号
菊川病院	35-2135
家庭医療センター	73-2267

■ 給食センター	電話番号
菊川学校給食センター	35-2023

■ 地区センター	電話番号
西方地区センター	36-0682
町部地区センター	36-0455
加茂地区センター	36-0487
内田地区センター	36-5499
横地地区センター	35-3352
六郷地区センター	35-3459
牧之原農村婦人の家	0548-27-2838
青葉台コミュニティセンター	35-0202
河城地区センター	36-0681
平川コミュニティ防災センター	73-1010
嶺田地区コミュニティセンター	73-3737
小笠東地区コミュニティセンター	73-6566
小笠南地区コミュニティセンター	73-6330

■その他	電話番号
小菊荘	73-2460
文化会館アエル	35-1515
環境資源ギャラリー	23-2273
環境保全センター	35-2065
黒田代官屋敷資料館	73-7270

休日・夜間、担当課が分からないときは
総合案内・時間外受付（☎ 35-2111）へ

菊川市役所秘書広報課秘書広報係
〒 439-8650　菊川市堀之内 61 番地
☎ 35-0924
発行日／平成 27 年 4 月 16 日